

第8回高規格救急自動車研究開発事業

事務調査特別委員会会議録

(閉会中)

1. 招集日 令和6年1月26日(金曜日)
開会 午後1時03分 閉会 午後4時32分
2. 招集場所 議場
3. 応召委員
委員長 佐藤 孝 副委員長 小林 聖治
委員 松浦 常雄 委員 渡辺 勝弘
委員 山崎 健吉 委員 穴戸 武志
委員 八巻喜治郎 委員 蒲倉 孝
委員 菊地 勝芳 委員 佐藤多真恵
4. 欠席委員 なし
5. オブザーバー 議長 佐藤 定男
弁護士 曾我 陽一(法的助言者)
6. 説明のため出席した者 株式会社ワンテーブル前代表取締役 島田正幸
(証人) 株式会社ベルリング前代表取締役 飯野 暉
7. 職務のため出席した者 議会事務局長 澁谷 康弘
議会事務局書記 石澤 廣
8. 傍聴者 30名
9. 付議事件
 - (1) 証人喚問
 - (2) 協議事項
 - ・第9回特別委員会について
 - ・証人喚問及び参考人招致について
 - ・第6回特別委員会(証人喚問)の検証について
 - ・本日の証人喚問結果について
 - ・全体スケジュール、証人喚問及び参考人招致時間割について
 - ・その他

10. 審議の経過

(証人喚問)

佐藤孝委員長：若干遅れましたが、これより第8回の高企画救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会を開催します。本日は、証人喚問を行うこととなっております。傍聴される方に改めて申し上げます。お手元の携帯電話、それから電子機器等については、電源をお切りになるようお願いいたします。報道機関の方々に改めて申し上げます。今日の証人喚問につきましては、証人からの申し出によりまして、写真、動画の撮影、録音については一切認めませんので、よろしくご協力をお願いします。

(島田昌幸証人入室)

佐藤孝委員長：それでは、これより証人喚問を行います。証人におかれましては、ご多忙のところご出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査目的をご理解いただき、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の喚問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または有罪判決を受ける恐れがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、並びに医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、または、技術もしくは職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合に証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外は、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓させなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓をお願い申し上げます。
出席者の皆さんは全員起立をお願いいたします。

(全員起立)

佐藤孝委員長：宣誓書の朗読をお願いいたします。

島田昌幸証人：宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。

佐藤孝委員長：それでは、島田証人は宣誓書に署名捺印をお願いします。

佐藤孝委員長：これより証言を求めることになりますが、証人は証言を求められた範囲を超えないこと、また、証言の際には、その都度許可を得てから発言されるようお願いいたします。質問はまず私がやります。その後、それぞれ委員からさせていただきます。それらの質問が終わりましたら、また私が最後に質問、この順番でいきます。

こちらから質問する時は着席のまましますので、島田さんも座ったままお答えください。各委員に申し上げます。本日は、証言により証明を求めるものでありますから、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないようにご協力をお願いします。また、質問、発言につきましては証人の人権に留意されるようお願いしたいと思います。はじめに、あなたは島田昌幸さんですか。

島田昌幸証人：お答えします。そうです。

佐藤孝委員長：住所、職業、生年月日は先ほど記載いただいた証人受付票のとおりで間違いありませんか。

島田昌幸証人：間違いありません。

佐藤孝委員長：それでは、具体的な質問に入りますが、おおむね1時間ちょっとくらいで進めさせていただきますので、よろしくをお願いします。まず最初に、現在、株式会社J E C C、ご存知だと思いますけど、取締役をされております元経済産業省北海道経済局長の紹介で、防災ゼリー事業を開始する前に、当時の町長の太田さんと会ったと思いますが、それが、国見町との付き合いの始まりですか。

島田昌幸証人：お答えします。国見町とのお付き合いといたしましては、その部分が初めてではなくてですね、職員の方の共通の方からの紹介で、国見町という町をですね、知ることとなりました。

佐藤孝委員長：経産省の安藤さんの紹介で、太田前町長に会う前から国見町との付き合いはあったと。

島田昌幸証人：そのとおりです。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。現在の町長と初めて会ったのは、今の町長は2020年、今から3年3ヶ月前の11月に就任しています。2020年、令和2年ですね。11月の前ですか、それとも後ですか。

島田昌幸証人：記憶がちょっと定かではないんですけども、現町長が職員の時、直接的にお話はしたことはないんですけども、何か会議の際にですね、ご挨拶したというよう

な記憶があります。

佐藤孝委員長：そうすると、町長就任前という理解でよろしいですね。

島田昌幸証人：そうですね、はい。

佐藤孝委員長：令和4年、今からちょうど2年前、2月28日、国見町の執行部は匿名企業とおっしゃっておりますが、一部報道では大手企業のDMMという報道がされております。この企業から、2月28日です。3億5000万円の寄附が、企業版ふるさと納税の寄附がございました。それから2週間後、3月7日と3月14日に島田さんが、数名の社員と役場職員との間で打ち合わせをしていたわけですね。で、3月25日にはカプコの委員会が開催されています。この時点で、実は救急車開発とそれに関連したリース事業あるいは事業そのものをプロポーザルで進めると、こういうことが協議されているのが役所の資料で明らかになっています。これは、記憶にありますか。

島田昌幸証人：事業の案として上がったのは認識しておりますが、その後の詳細についてはちょっと的確な記憶というところで、ちょっと今ないようなところでございます。

佐藤孝委員長：3月7日の最初の打ち合わせですね、あなたはこう仰っています。カプコは、官民共創コンソーシアムは、町の総合計画の課題解決のためだと。町の進行中の事業や新しい事業に際して職員の負担とならないよう、事業の計画提案はワンテーブルで対応する、町はワンテーブルをうまく使ってほしい、こういう発言が3月7日にされております。これは実は、町の会議録と言いますか、報告書に明確に記載されております。つまり、本事業、他の事業のことを本日は言いませんけど、ワンテーブル主導でこの救急車の開発が進められていたと、そういう認識をしてよろしいですか。

島田昌幸証人：いえ、我々の方ではですね、日頃、町職員さんに色々な業務がある中で、その発言の、ちょっとその発言自体がですね、明確には意図としてちょっと認識があるわけではないですけども、日頃から業務がある中で、そういった新しい事業をしていくというところで行きますと、また新たな業務負担というようなところが発生してしまうことが予想されます。そういった意味で、事務局としてはですね、町がこれから挑戦していきたいこと、取り組んでいきたいこと、そういったことを情報収集や検討材料であることをですね、サポートしていきたいと、そういった旨での発言があったという風に思っております。

佐藤孝委員長：はい、後に関連した質問が各委員からあると思います。で、実は、年度が替わって4月19日なんですけど、島田社長もいろんな仕事してますから、確かに前後する記憶があると思います。4月19日に同様の会議があったんです。で、その会で実は重要な内容が協議され、一部確認がされています。これは、ワンテーブルは島田社長以下6名、それから役場の企画調整課職員が4名、10名なんです。で、役所の報告書を見ると、ベルリング社のC-CAVIN、今回国見に導入された新型救急車、この救急車を導入して、株式会社J E C C、先ほどの経産省OBが就任しているJ E C C がリースを行うというフレームがワンテーブル側から提案がありました。それで、こ

の協議書は、町長までの決裁があるんですね、関係課長・係長含めて。これまでの町の説明は一貫してまして、ワンテーブルの提案ということだと。ですから、すでにこのスキームができて、最終的にこのスキームどおりに進んでいるわけですけど、町は一貫してワンテーブルの提案だと、こういう説明なんです。間違いないですか。

島田昌幸証人：あの、我々の立場としては。検討案として上程をして、最終的に判断を、進めていくというものは、執行部の判断だという風に理解しております。

佐藤孝委員長：あのスキームの中に具体的な企業名が出てくるわけですね。救急車を開発するのはワンテーブルとベルリング、リースはJ E C C、最終的にそれがずっとその年の、9月の議会まで引っ張られて、12月にプロポの審査会があって、ワンテーブルが受託したわけですけども、4月のこの会議の時点で、既にベルリングで救急車を開発する、J E C Cでリースをする。これは、町の執行部の方には事前に話をし、了解を取っていたという事実はありますか。

島田昌幸証人：基本的には、事務局は、事案を上程するということですので、最終的に、先ほどの繰り返しになってしまうわけですけども、最終的な事業の決定、我々は上程をする、その中で最終的な決定に基づいてですね、執行は役場内だという風に理解しております。

佐藤孝委員長：それでは、ここからは小林副委員長をお願いします。

小林聖治副委員長：当調査特別委員会にご足労いただきましてありがとうございます。

私、当委員会の副委員長を務めております小林聖治と申します。よろしく願いいたします。では、早速質問に入ります。ワンテーブルが匿名企業、報道によるとDMMとなっていますが、に対して国見町が救急車の大量納品を希望していると伝えたのは、これは事実ですか。これは、東洋経済オンラインに報道されていた内容でございますけど、その事実関係を今、伺ってます。

島田昌幸証人：我々の方から、匿名企業というところが、寄附者というような理解だとするとですね、私の理解では、最終的には寄附先企業っていうところは認識していません。なので、今のご質問にお答えするということで、匿名企業に対しても寄附をされました企業という理解をすればですね、そのような寄附をした企業に対しての、そういった申し出というのは、記憶にはないですね。

小林聖治副委員長：それではですね、国見町の方はですね、ワンテーブルが事務局だった、官民競争コンソーシアムでの議論が救急車事業を実施するきっかけだったと説明しています。救急車事業を提案したのは、本当に島田さんのワンテーブルなんですか。それ、ちょっとお聞きします。

島田昌幸証人：はい、お答えします。事業の検討案というかですね、ここに至った部分ですけども、当時、いくつかの企業とか、職員さんの皆さんと意見交換はもちろんいたしました。で、その時に、町の課題の共有であるとかですね、そういったものも、共有させていただきました。その中の1つとして、やはり、災害から、震災を受けた

自治体としては、何かしら全国の自治体に恩返しをしていきたいという声、現場の意見交換からあったという風に認識しております。そういった中でですね、度重なる災害であったりとかですね、日常における命の大切さみたいなところの検討においてですね、その課題の1つが、やはり、車両が高額になってしまうというですね、そういった、救急車両っていうところが1つの論点であったというところもありまして、その中の1つの検討案としてですね、我々も、こういった形での案として、いかがでしょうかという話をさせていただいているような経緯でございます。

小林聖治副委員長：わかりました。そうしますと、国見町の方からは、特にコンソーシアムの議論の中では救急車事業をやりたいというようなことはなかった、ということよろしいでしょうか。

島田昌幸証人：お答えします。そこの判断というのは私の方ではちょっと分かりかねるんですけども、我々の立場というのは、そういった議論の中でですね、いくつか出していく、そのプロセスというところも、やはり業務が発生しますから、いくつかの案を出していく。その中で最終的に、役場の中で揉んでいただいて、これをやっていく、やっていかないというところの最終的な判断は役場の方にもあったという風に理解しております。

小林聖治副委員長：次の質問に移ります。国見町の救急車事業の前に、宮城県亘理町でも同様の救急車1台の研究開発事業を行っていますね。それで、なぜ国見町では大量の救急車のリース事業を提案したのですか。お伺いします。

島田昌幸証人：はい、お答えします。ま、最終的にこの台数についてもですね、そこは、行政の判断になっているところではありますけれども、実際に今回、研究開発というのが1つのポイントなのかなという風に理解しているところでございます。その中で、研究開発という風になっていくとですね、例えば走行距離であったりとかですね、あと、中山間地域であったりとかですね、寒冷地域と温暖地域、こういった形で、差異を研究していく、検証していくってところが、なかなか、台数がまとまってですね、検証するという機会って、なかなかないという風に理解しております。そういった背景からですね、複数台を、検証対象、比較対象としてですね、一つの案として上程させていただいた背景になります。

小林聖治副委員長：それとですね、もう1つ、ワンテーブルは、先ほども出ました匿名企業から3億5700万の寄附があった直後に、ベルリングに12台の救急車を2023年3月の納期で発注してます。何のために、どのような意図で発注したのかお伺いします。

島田昌幸証人：はい、あの、我々自体が、災害・防災をテーマとした事業展開をしていく上で、皆さんに少し、認識があるかわからないんですけども、当社としては、防災に関わる商品だったりですか、サービスであったりとか、そういったことを、検討してまいりました。そういった部分からですね、実際に、救急車に関わらず、緊急車両

であったり、特殊車両ですね、ま、こういったところを事業展開していこうというような背景がありました。ま、そういった中で、ビジネス上の優位性、メリット、民間企業ですので、不測の事態に対応する、こういったところですね、今回の国見町のみならずですね、いくつか、その病院であったりとか、他の地方公共団体に対して展開をしていく。そういった準備、投資イコール在庫を持つというようなところになっておりますので、そういった背景で在庫を確保したというようなところがございます。

小林聖治副委員長：次の質問に移りますけども、この救急車事業の原資となった企業版ふるさと納税なんですけど、7月、8月に追加で2社から計7500万円の匿名寄附がありました。この寄附についても、ワンテーブルが、国見町が救急車の大量納品を希望していると寄附企業に声かけしたのですか。お聞きします。

島田昌幸証人：匿名企業の2社に対しては、あの、名前も現時点で存じ上げておりません。

小林聖治副委員長：なるほど。はい、存じてないってことですね。2社については。

島田昌幸証人：その名前自体、寄附先の企業様については、現時点で認識ございません。

小林聖治副委員長：はい、わかりました。それではですね、国見町の元担当者との関係についてちょっとお尋ねします。国見町の元担当者は、匿名企業が国見町に3億5700万円の寄附を行う前に、窓口として話を受けていました。あなたが、国見町の元担当者に繋いだのかどうかについてお聞きします。

島田昌幸証人：すみません。その元担当者っていうのが、ちょっと今の時点でも理解できないというところもありますので、ご教示いただけるとありがたいと思います。

小林聖治副委員長：当時の担当者の八島氏であります。

島田昌幸証人：それで、どういうご質問か、ちょっともう1度、すみません。

小林聖治副委員長：今、名前出しましたけど、国見町の元担当者である八島氏、いわゆる匿名企業が国見町に3億5700万円の寄附を行う前に、窓口として話を受けていたね。それで、あなたが国見町の元担当者である八島氏につないだのかどうかについてお聞きしています。

島田昌幸証人：お答えします。つないだという表現がどういうことかですけれども、実際に寄附を最終的にされた企業様が、おそらく役場と直接やってらっしゃると思うので、私がそこの間に対して仲介、介在したというようなことはないと思っております。

小林聖治副委員長：じゃあ例えば、国見町の元担当者八島氏と、寄附をされた匿名企業との間にあなたが入って色々やり取りしたっていうことはありませんね。

島田昌幸証人：ないです。

小林聖治副委員長：はい、それでは基本的なことをお聞きします。国見町の救急車事業の公募に対してですね、島田さんのワンテーブルが応募した理由を教えてください。

島田昌幸証人：プロポーサルに対する応募した理由というところですか。はい、お答えします。今回のプロポーザルが発出されたというところにおきまして、実際にこの防災力を高めていく、またそれが昨今の、今も全国で災害があるわけなんですけども、そういった意味では、地域によってですね、特有なその災害の差異というか、沿岸であれば津波であったりとか、今の石川県だったら雪害もあったり、そういう日本全国様々な災害における課題というものがあります。その中で、今回のこの事業を通じて、1つ新たなバージョンアップというかですね、ステップアップすることがさらなる地域の防災力強化に貢献できる、寄与できるという風に思っていますね、応募したというのが背景でございます。

小林聖治副委員長：それでですね、ワンテーブルの担当社員おられるかと思うんですけども、ベルリングからですね、車種や艀装について国見町用に記載した仕様書を受け取ってですね、国見町の企画調整課の担当職員に渡したことが、当時のメールの文面の写真とともにすでに報道されております。この事実関係をお聞きます。

島田昌幸証人：はい、お答えします。今、委員さんがですね、おっしゃられたことにつきましては、役場執行部からの担当者のほうから、救急車そのものの知識であったりとかですね、そこはやはり過不足があると思います。そういった中で、当社としましては、それらの状況というのが、ベルリング社のものだけではなくて、他に4つ、5つのですね、これはホームページ上で公開されている仕様とともに送ったと、ま、その、複数あるですね、我々としても、その最終判断というのはもちろんしかねる部分と、また、判断すべき立場ではないというような理解でございます。そういった意味では、委員ご指摘の、その情報提供するというところの、意思疎通ではなくてですね、我々とすれば、検討材料がいくつもあった方がですね、もちろん、担当者で選択できたりとか、十分ご検討できるというような旨でございますね、情報を提供したその中の1つということの理解でございます。

佐藤孝委員長：島田証人に申し上げます。聞かれたことの実事関係だけ端的にお話してください。

小林聖治副委員長：国見町の企画調整課の担当職員がですね、ワンテーブルが提供した、ベルリングからの国見町の参考仕様書と互理町の仕様書、インターネット上から入手したその他自治体の仕様書をコピー修正して、国見町の仕様書を作りました。担当職員はですね、仕様書作成の際、メールで、ワンテーブルの担当者に仕様書について質問と要望事項を送っています。その内部文書はすでに報道されておまして、その文書の存在をですね、町の担当職員も認めております。国見町職員とワンテーブル担当者のこのメールのやりとりについて、島田さんはCC、いわゆるカーボンコピーで、受け取っていたのかどうか、ちょっとお聞きます。

島田昌幸証人：はい。お答えしますと、我々ですね、会社として半年間がサーバーの保有期間でございます。そういった意味では、いま手元で確認することが難しい状況では

ございますが、当時、私の記憶ですとですね、CCに入っていた時と、入っていない時と2つの場合があったという風な認識をしております。

小林聖治副委員長：はい。そうしますと、サーバーの中に現在も存在しているメールもあるという認識でよろしいですか。

島田昌幸証人：お答えします。半年前以前のことは、基本的には会社のサーバーがパンクしてしまいますので、そういった意味では、今、明確に的確なお答えというのはしかねるようなところでございます。

小林聖治副委員長：最後の質問になるんですけども、この仕様書ですね、どのような指定になっているかについて、仕様書の詳細については、まあ存じていないかもしれませんが、少なくともその仕様書の概要は知らないとおかしいと私は思っています。社長という立場からですね。そこで、ワンテابلは受託企業でありますね。その指定に合わせた救急車を納車しなければならないと思います。ベルリングの仕様に合わせて内容であって、自分たちが受託可能な事業であることは、応募した段階で知らないとおかしいと思うんです。そこで、その仕様書についてですね、自分たちに有利な仕様書内容だと思わなかったですか。

島田昌幸証人：一切思っておりません。

小林聖治副委員長：思っていないとすればですね、それはなぜでしょう。なぜ思わなかったんでしょうか。

島田昌幸証人：お答えします。私、当時主担当ではなくてですね、申し訳ございませんが、また担当とも話をさせていただきました。その中で、我々とすれば、いわゆる事務方というような立場でありますから、そうすると、やはり当局からの依頼に対して真摯に答えていくというような立場でございます。また、いわゆるホームページで他地域の仕様書を集めていき、その中で、それに対して我々が手を加え、意思を持ってお示ししたということもございません。そういった意味では、今ある、我々が知りうるですね、もしかすると委員の皆様も、閲覧したら見える範囲で我々、取得をし、お示しをしている。そういった最終的な仕様書の作成というのは当局にありますから、そこに我々が何か意を持って力を加えたとかっていう、これはちょっとあり得ない話でございますし、そこは難しいのかなという風に、今そういった思いでお話しました。

佐藤孝委員長：それでは次に、山崎健吉委員。

山崎健吉委員：山崎です。若干、重複する部分もあるかもしれませんが、ご容赦ください。まず1つはですね、島田さんは当時ワンテابلの社長ということでですね、官民共創コンソーシアムの事務局を務めておりました。町の説明では、ワンテابلの仕事は、事務の整理というか直接的な運営について関わりはなかったと、こういう説明をしているんですけども、それは本当ですか。

島田昌幸証人：申し訳ありません。もう一度よろしいでしょうか。

山崎健吉委員：町の説明では、ワンテールさんの仕事は事務の整理、それからワンテールさんから話を聞いたり、説明する立場にはない、という説明を我々は受けているんですけども、そのとおりですか？

島田昌幸証人：はい。あの一、町からの要請に対して、事務方として必要な情報を収集し、参考にするものもありますし、その、事務的なですね、運用をさせていただいたという理解でよろしいかと。

山崎健吉委員：そうしますと、会議をリードするという事はなかったということでしょうか？

島田昌幸証人：リードするというのが、何を示してるのかというのがちょっと理解が難しいんですけども、実際にその事務会議にですね、参加をされる企業様との連絡調整ですとか、また、それぞれ皆さまの日程調整ですとか、それに資する資料の整理ですとか、そういったところのサポートをさせていただいたという理解でいます。

山崎健吉委員：ちょっと次に行きますけども、これまで、先ほど言ったようにですね、役場関係者から事情を聞きました。そして、今言ったようにですね、このワンテールさんっていうのを、いろんな契約の中身とか色々お話したとか、そういうことについては覚えてない、書類を廃棄したとか、知らない、こういう証言が役場の方からいっぱいあったんですよ。それでね、そういう風に思いますと、ワンテール社の関わりが、我々、結局その7人の人から色々話を聞いたにも関わらず、役場側は何も知らないと。結果的にワンテールさんと、ワンテールさんっていうよりも、島田さんと、その、引地町長がトップダウン的に話を聞いて、それで会議は動いてたのかなと、こう思われるんですけども、どうでしょうか。

島田昌幸証人：お答えします。我々、当局からの指示によってですね、サポートしていたというような立場でございます。また、会をですね、円滑に進めるように、皆様のご意見が活発に、また、整理されるようにですね、資料を整理していたというような理解でございます。そういった中で、トップダウンというよりは、そこに、会議に参加されている方たちがですね、我々が発言する立場というよりは、参加されていた企業様の事例であるとかですね、そういったものが、他の地域での事例であるとかですね、そういったところの意見交換をされてたという風な理解をしております。

山崎健吉委員：じゃ、もう一つ、違う質問ですけども、結局ね、私たちが思っているのは、カプコの事務局、多分、カプコの事務局というのは、当然、高規格救急車の事業、ありますね。今回、非常に問題になってるんですけども、それと、くにみ学園構想も、それに付随して、色々カプコで議論していたと思うんですけども、それが1つの、島田さんの目的だったのかと思うんですけども、その辺はどうでしょう。

島田昌幸証人：あの、私の目的は1つもございません。立場としては、当社としては、その地域にある課題、それぞれが違うという風に認識しております。その中で、主体者は皆さまであり、また、当局も、皆様の課題、また、その挑戦していく気持ちです

ね、そういったところを、とにかくサポートしていきたいというような立場でございます。ですから、我々が意思を持って、何かですね、地域に合わない事業を構築していくことですか、またそれを進めていくというような意思はですね、持っているところではございません。

山崎健吉委員：別な問題ですけれども、昨年3月ですね、島田さんは、行政を、議会を侮辱するような発言がありました。行政を分捕るとか、マネーロンダリングとか、そういうことがあって、町は信頼関係が失われたということで契約を解除することになりました。そのためにね、事業続行不能となったんですけれども、この事実について誤りはあるでしょうか。

島田昌幸証人：はい、ありません。それについては、私自身が反省をしており、皆様には大変ご不快、ご不便をおかけしたということの責任を取って、代表取締役の職を辞したというようなことでございます。

山崎健吉委員：最初からですね、高規格救急車の開発をして、防災に役立てるという思いは全くなかったと考えるのか。もしあったとすればですね、事業を今後どのように進めていきたいなという風に、ご自身は考えておりましたか。

島田昌幸証人：あの、私自身というよりもですね、やはり、会議に参加されている方、また役場の皆さんから、実際にですね、町を良くしたい、やはり恩返ししたいということ常日頃からお伝えいただいております。ま、そういった中で、その答えありきではなくて、いくつか、農業の問題であるとかですね、福祉の問題であるとか、いろんな課題が、その場では意見交換されたという風に思っております。1つ、その中で、参画されていたですね、あくまでも、カプコというのは、町の課題を共有したり、それに対しての勉強をしてですね、何か1つの案を作っていこうというような背景でございました。その中の1つがですね、この救急車の取り組みに繋がって、行政が最終的には判断した部分だという風に思っております。

山崎健吉委員：国見町はだいぶ小さい町なんですよ。税金だけで約9億4000万円くらいです。今回の寄附金4億3200万というのはですね、町の税金の45パーセントにあたる相当大的な金額だと思ってるんですよ。ま、あえて質問しますけれども、本気で行政機能を分捕るとか、行政を掻き回して、一定の、ま、これは会社ですから、一定の利益を得たいと思っていたかどうかをお聞きします。

島田昌幸証人：お答えします。民間企業ですので、利益を追求していく、また、株式会社ですので、それに対する貢献をしていくというのは一般的な立ち位置だと理解しております。で、その中で、本件事業においてですね、大きな利益を挙げたかというところ、実際のところ、全く違うような、違うという風に、当時の代表としては理解しております。それを超えてでも、やはりこの事業がですね、この先ですね、この12台という救急車の行き先が、必ず求められている地域があるのではないかと、そういった気持ちで向き合わせていただいております。

山崎健吉委員：同じように4億3200万円の話、今もあったように、4億3200万円で12台の救急車ということなんですけども、結局、寄附金とこの12台の救急車の値段っていうんですかね、たまたま合うのか、最初から合わせて作ったかわかりませんが、その辺はなんかお聞きしておりますか。

島田昌幸証人：お答えします。本件事業につきましては、救急車の価格というよりは研究開発事業という風に我々理解しているところでございます。そういった意味では、現場のヒアリング等々ですね、消防であるとかですね、ヒアリング等々を含めて最終的な形態にしていくというようなところですから、当初、その、現場の声を吸い上げていく前のプロセスにおいてはですね、そういった物の動きではなくて、あくまでもですね、研究し、開発をし、そして最終的には、どんどん、どんどん、その、なんか、ものづくりっていうのは、5年、10年かかかっていくものです。そういった意味では、単年度だけではなくて、複数年かけながらですね、より良いものにしていくというようなところになったらいいなという気持ちでございました。

山崎健吉委員：それでね、最後のほうになるんですけども、企業版ふるさと納税、これは9割が税額を控除しているということの利用についてはですね、国見町も当然知ってることなんでしょうけども、必ず国見町はこの計画については乗るだろうということは考えてましたか。

島田昌幸証人：最終的には当局の判断にゆだねるところだと思います。また、当社の提案をさせていただいたところにおいてもですね、やはりその企画の水準が低ければ、一社のみならず、それは不採択というような判断もできたかと。それに至っては、最終的な判断は、当局、行政側にあったという風に理解しております。

山崎健吉委員：最後になりますけれども、ベルリングの前社長、飯野さんとはどんな関係にあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

島田昌幸証人：あの、私的な部分の話ですので、先方がどう思ってるかわかりませんが、これは感想になってしまいますが、ここでそれを言うことが適切かどうかはわかりませんが、彼自身も思いをもって、なかなか課題があってもですね、変えられなかった救急車を、1人でも多くの命を救いたいとか、そういった意味から、より良くしていく、開発をしていく、そういった人だという風な印象を持っております。

佐藤孝委員長：次に、松浦委員。

松浦常雄委員：昨年3月、あるマスコミの新聞とか音声データによりますと、あなたは、財政力指数0.5以下の小さな自治体が狙い目だと、国見町の行政機能を少しずつ侵食し、行政機能を分捕るということをおっしゃっています。そのことで、町は信用がなくなったということで契約関係を取り消したという経緯があります。そのことを踏まえたと、いろんなことを提案して、最終的に決めるのは町ですよという今までの説明でした。しかし、音声データから受ける感じは、積極的に町に自分の方から提案して、事業を手に入れていくという姿勢が見られるんですね。その点は、これまでの証

言と私が受けている印象に違いがあるのですが、いかがでしょうか。

島田昌幸証人：ちょっと、質問がどういう形で、今ちょっとすいません、もう一度、理解が飛んでしまいました。

松浦常雄委員：国見のような小さな自治体に、少しずつ信頼関係を築いて、そして食い込んでいって、事業を手に入れるんだということを音声データの中で言っている、そういうことが問題になって、契約関係を取り消したという経緯があります。それを踏まえますとね、町に対してこういう事業をされるといいですよ、ああいう事業をされるといいですよ、ということをご提案することが自分たちの仕事だと今までお話しされていましたが、それだけではなくて、積極的に事業を手に入れるために働きかけてきた、リードしてきたと、官民共創コンソーシアムの中では、単なるアドバイスのものではなくて、ワンテーブルがリードしてきたという印象を受けるんですよ。いかがでしょうか。

島田昌幸証人：はい、お答えします。先ほども申し上げさせていただきましたとおり、我々事業局としてですね、現場の皆さんがチャレンジしたいこと、また、地域課題を解決していきたい、こういったことを実現するために必要な書類の整備、また、ほかの事例などを持つ企業様の勉強会、こういったことを支えさせていただいたというような経緯でございます。

松浦常雄委員：ま、説明はそのようなんですが、現実には、音声データから受ける感じでは、救急車問題も、くにみ学園も、島田さんの事業としてやっていくんだという積極的な姿勢で進められたんじゃないかという風に思うんですよ。そういう印象なんです。ただのアドバイスじゃなくて、もっと積極的に、自分たちはこの事業を進めるために、この会議をリードしていくんだっていうことではなかったんですか。

島田昌幸証人：あの、現場の担当職員は、行政職員の皆様がチャレンジしたいこと、これを一生懸命支えていくようにという、当時、方向性を示しております。そういった意味では、最終的に行っていく、判断をしていくというのは、やはり自治体の皆さん。企業というのは、もしかするとそこから離れてしまう可能性があります、契約も。そこに位置付ける方たちがですね、主体となって動けるようにしっかりと支えてほしい、その思いを形にしていくサポートをするようにという風な指示を出しておりました。

佐藤孝委員長：次に、渡辺委員どうぞ。

渡辺勝弘委員：渡辺と申します。どうぞよろしく申し上げます。私から質問させていただきますけれども、多少今までの方と同じような部分もあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。まず、1点目につきましては、今回、高規格救急自動車研究開発事業ということで、多くの報道がされておりましたけれども、まず、どの辺まで島田さんが関わっていたのか、事業としてどの辺まで関わっていたのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

島田昌幸証人：どこまでっていうのは、どの事業と、どの、どこまでというご質問、すみません。

渡辺勝弘委員：これから先に進むと思いますけれども、仕様書を作成するとか色々なものがあると思うんですけれども、そうした場合に、仕様書作成だけの部分に凝っているのか、それとも、研究材料ですから、リースのところまで全てに対してなのかお尋ねします。

島田昌幸証人：はい、お答えします。正しいかどうかちょっとわからないんですけども、基本的に、仕様書の作成におきましてはですね、我々事務局とすれば必要な、当時の役場のご担当者様からご依頼をされたものに対して、調べられる範囲ではございますけれども、複数の自治体のですね、参考になるようなものというものを収集し、ご提示をしたところでございます。また、我々の方から、仕様の用途の変更であるとかですね、そういった部分については、お恥ずかしながらですね、それを指摘できる、それを指示できる能力というものは、我々の方には、十分ないという理解でございます。また、その事業のスキームの検討案という形でいま委員からご指摘ありましたけれども、それらについては、実際にその事業の、我々ができるところは案出しまでなんですね。検討案であるとか。そういった意味では事業実施主体者ではございません。そういった部分も背景にあるものですから、最終的には、案を出すということと決定というのは全く違う性質のものとして理解しております。こういったことから、我々にできる範囲というのは、何か積極的にこれをねじ曲げるとか、押し曲げるということではなくて、我々がそのとき最良だということをお示しし、最終的にはですね、その都度にあつたものに変えていくというものは町側にあるのではないかという風に理解しているところでございます。

渡辺勝弘委員：では、今、多少言っていたと思うんですけれども、仕様書作成につきましては、行政側の面々は携わったことはないと思うので、先ほどの質問でも色々あつたと思うんですけれども、作成するのに困難を要すると聞いておりましたけれども、行政が短時間で作成することは、基本的に可能だったんですでしょうかね。

島田昌幸証人：ちょっと、あの、自分のその立場ではないのでですね、可能かどうかというところはちょっと判断しかねるところでございます。

渡辺勝弘委員：それに関しては、行政の方では、仕様書は短時間であっても作れたんだという説明はもらってたので、それに関しては、島田社長の方からアドバイスをいただいて、最終的に役場の仕様書ができたというような判断でよろしいでしょうか。

島田昌幸証人：アドバイスをしているという認識はございません。

渡辺勝弘委員：わかりました。では、次の質問に行かせていただきます。官民共創コンソーシアムの事務局長として、相談およびアドバイスはその色々な部分で行ったことはございますか。

島田昌幸証人：はい、あります。

渡辺勝弘委員：次に、高規格救急自動車の研究開発事業としては、先ほども言ってるように、企業としては考えられることなんでしょうかね。やはり、こういう事業を企業としてやっていくんだっていうものはあるんですか。企業としては。

島田昌幸証人：すみません、もう1度だけ、すみません。

渡辺勝弘委員：今回、私どもが取り上げている高規格救急自動車研究開発事業というものは、企業としては成り立つ事業だと思っていらっしゃるのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

島田昌幸証人：はい、我々も今道半ばで止まっているという状況でございますが、やはりあの全国の中山間地域であるとかですね、地方において高規格救急車というのは、一自治体で保有するというのはとてもハードルが高いものだと認識しております。そういった意味ではですね、やはりその、取得の際の大きい財源を要するとすれば、それをですね、リース等において標準化をすることができればですね、突出した財源の抑制につながるのではないかと、そういった部分において、地公体におけるですね、財源が突出したものにならないよう、また、その地域の医療体制の強化というものにつながる、イコールそれは事業としての可能性があるのではないかとこの風に、今も思っているところでございます。

渡辺勝弘委員：わかりました。ありがとうございます。で、企業としては、それはいいと思うんですけども、行政として採算を取れる、ま、企業としては採算取れると思えますけれども、リース事業ではなく、さらなる企画が必要だと思っております。つまり、事業としてリースで食べていける、つまり企業としても十分やってけるんだっていう金額では到底ない金額を支払ってもらってるんですよ。となると、その他に、やはり企業としては利益を出すためには何かしらあるのではないかなって感じるんですけど、その点は何かあったのかお聞かせいただきたい。

島田昌幸証人：すみません。現時点ではそういったところは想定していないところでございます。

渡辺勝弘委員：はい。では、最後の質問になります。やはり今と同じようにですね、行政というのは、やっぱり利益を求めるものではありませんし、やはり町民のことを考えるものなんですけれども、やはり企業は、先ほど社長が言ってますように、企業として利益を出すことは当然だと思います。利益を追求することが当たり前ですけども、その他に、やはりこの企画にとって、やることによって1万人に満たない町民の方々1人1人が4億3000万という税金を使って事業を進めるということは、町民にとって、何かしら、こういうことだから町民にとって良かったんですよっていうことが、島田さんの言葉からも聞きたいですし、町長と2人で話したかどうかわかりませんが、当然、その話があったのかなって思うんですよ。その辺の中身について、わかれば教えていただければと思います。

島田昌幸証人：町長と具体的な話というところはございませんが、大きな事業としてです

ね、最終的に、カプコの産業集積というような企業の誘致というところを検討していたところもございます。そういった意味では、研究開発事業を通じてですね、そこに、研究拠点ができれば新しい雇用が生まれる。それをですね、最終的に、域内だけの雇用の吸収を、よりですね地域内に生まれさせていく、こういったことも当初お話されていたというような記憶がございます。ま、そういった意味では、地域の命を守っていくという、高規格救急車、それが、昨今、働き方の部分においても、女性の消防隊の方も多く見られるようになってきました。そういった意味では、今回の事業を通じてですね、町民の皆様の医療の安全ですね、緊急時における対策においては、女性隊員の方たちがやはりこう、体の荷下ろし、大変な負担がかかっていると、そういった部分も含めてですね、1つの雇用を、ま、今回こういった話、途中になっておりますけども、そういった可能性、また、足元では、女性隊員の働く負担の軽減ですね、それが、すなわちですね、搬送までのスムーズな、搬送につながるというようなところは、引いては地域の住民の方たちですね、命の担保、そこに繋がるのではないかなというような期待を、私個人の意見になってしまいますが、そういった思いでやっていたことは事実でございます。

佐藤孝委員長：はい、次に宍戸委員。

宍戸武志委員：じゃあ、私の方から2点、重点的に。地域力創造アドバイザーに関するのと、企業版ふるさと納税について伺います。1つ目、地域力創造アドバイザーとは具体的にどのような仕事をするのか、分かる範囲で結構ですので、地域力創造アドバイザーは全国に何人くらいいるのか、どのような方になっているのか、登録するためには審査があるのか、あれば、どのような審査であるのか、お聞きしたいと思います。

島田昌幸証人：詳細につきましては総務省に照会をしていただくとですね、より正確な情報が得られると思っております。また、私自身に今お答えられることはお答えさせていただきたいと思っております。地域創造力アドバイザーはですね、地域の現状、課題、中山間地域であるとか、地方の、農山漁村であるとかですね、様々な地域情勢が、変わるところでございます。その情勢に合わせてですね、必要な国の支援メニューの紹介であるとか、また、それらに対する、挑戦をしていく、地方公共団体にアドバイスをしていく、大枠にはそういったところだと認識しております。現時点では、数百名程度登録されているというようなところがありまして、採用というところに至りましては、地域からの推薦等々があつて、最終的にその可否を国の方にしていくというようなことで理解しているところでございます。

宍戸武志委員：現在も登録されているんですか。

島田昌幸証人：登録しておりません。

宍戸武志委員：なぜ、お辞めになったのですか。

島田昌幸証人：先ほど委員からのご指摘あつたとおり、私の発言というものは、地方の議

会であるとか、住民の方たちですね、心情を、なんて言いますか、逆なでしてしまう、また、不快な思いにってしまう、そういった人間がですね、地方の仕事に携わることが、今後、私もないという風に思っておりますし、そこが的確ではない、適正ではないという風に判断して、辞退をさせていただきました。

松浦常雄委員：次にですね、ちょっと長くなるんですけども、国見町ではタウンミーティングが行われました。広報くにみ令和5年12月号にタウンミーティングの内容が掲載されております。その内容の1つに、高規格救急自動車研究開発事業に関するQ&Aがあり、河北新報社の報道がなければ救急車のレンタル事業を始めたのか。町長は変だと思わなかったのか。町長の答弁は、内閣府の認めた事業計画ですので、まあ、あとは省略します。原本のまま記載しております。議会においても何度も同様の答弁がございました。地域力創造アドバイザーの立場で、この事業の事業計画を共同で作成したのか、またはアドバイスをしたのか、事業計画書を作成、内閣府に提出、内閣府で本件の事業が適切であると認定したのか。担当者レベルではこの事業の事業計画書は作成してないと聞いております。そもそも、いちいち事業ごとに内閣府に確認を取っているのかお聞きします。

島田昌幸証人：あの一、私の方では把握しておりません。

宍戸武志委員：じゃあ、これは、町長の1人歩きということによろしいでしょうかね。執行者のひとり歩きっていうか、の発言という形によろしいですね。

島田昌幸証人：あの、どういった意図をもってその町長が発言されたかというのはちょっと私には分かりかねるんですけども、最終的な判断というところは執行部の方でしているという風な認識でおります。

宍戸武志委員：この発言によってですね、「内閣府の認めた事業計画」、これは何度も議会の中で答弁がございました。これで町民の方が翻弄されている部分があるんですよ。だから、ま、この辺は、島田さんはないという形なんですけども、これは町長の話という形によろしいですか。

島田昌幸証人：ないっていうところが、ちょっと今、すみません、理解ができないんですけども、内閣府の計画そのものに私が関与していたのかということでしょうか。

宍戸武志委員：この事業計画ですね、救急車の事業計画、これについて、内閣府の認めた事業計画ですって言っているわけですよ。で、島田さん自身も、まあ総務省の登録を経てアドバイザーになったということで、この面から、この事業計画等についてアドバイスしたのかどうか、または、この事業計画を一緒に作成したのかどうかを聞いています。

島田昌幸証人：ございません、はい。

宍戸武志委員：それでは、企業版ふるさと納税についてお伺いします。この事業における寄附企業と国見町、どのような経緯で国見町に1社のみならず合計3社も多額の寄附を、いずれも匿名で寄附をしたのか。町執行部に経緯を聞いても明確な答えが返って

きません。うやむやになっております。大多数の町民は、島田さんが仲介者と断定をしております。また、このスキームの考案者は島田さんしかいないと考えております。この辺を否定されると、また、うやむや、それと執行部に不信感が湧きます。この辺、どうお考えになってるのでしょうか。

島田昌幸証人：はい、お答えします。あの、立場上ですね、ふるさと納税企業版におけるスキームというのは、企業がですね、地方における挑戦を下支えするものだという風に理解を、まず前提しております。いくつかの企業においてですね、この制度を使って、ぜひ地域を応援していただきたいというような旨を伝えているようなところでございます。また、最終的なですね、寄附をするというところ、その寄附した企業と寄附された自治体の調整には、私は一切入ることはございません。制度の紹介というようなところはさせていただいておりますが、そこが、私が興味があれば、それぞれの自治体の担当者の方に直接連絡をして、進めていってもらいたいというようなところは伝えますけれども、そこが、仲介に入ったとかですね、そういったものは、今までしたことはございません。

宍戸武志委員：これについて全然ないという形でよろしいですね。知らないということ

で。

島田昌幸証人：はい、仲介をしたということとはございません。

宍戸武志委員：知らないっていうこと、もし後で分かれば偽証罪になりますよ。よろしいですか。

島田昌幸証人：今の委員の発言というのが適切かどうかというところはですね。偽証罪というところ、今、私に今そういう質問をして偽証罪だということのことですか。

宍戸武志委員：もし、分からないということが、後で分かっているということが判明した場合ですよ。

佐藤孝委員長：もう1回聞きます。今の質問、しているかしていないか答えてください。

島田昌幸証人：はい。仲介しておりません。

宍戸武志委員：どうもありがとうございました。

佐藤孝委員長：では、もう少しだけ私質問しますので。救急車開発事業のカプコでの、いわゆるワンテーブルからの派遣職員ですね。責任者は貝田さんでよろしいですね。

島田昌幸証人：お答えします。はい、あの、当時の担当者から変わらして、そこからの引き継ぎを受けた担当ということで、貝田ということで間違いございません。

佐藤孝委員長：島田さんは、町の総務課の係長である八島さんと親しい関係にあるということは伺っております。本人も認めております。八島さんは島田さんと情報交換をしていたと。で、企業版ふるさと納税の件でも話をしていたとこの場で証言しております。この間いろんな、この救急車開発事業の場合も含めてですね、いろんな提案が八島さんを通じて役場の担当に繋いだと、要するに島田さんの提案ですね。こういう役場職員の証言がこれまであるんですが、これは事実ですか。

島田昌幸証人：あの、いくつかの、提案、当時、担当だったということは間違いございません。で、その中で、町の状況であるとかですね、そういったところを、勉強させていただきました。その中で意見交換をさせていただいたというようなところでございます。

佐藤孝委員長：先ほどの話の繰り返しで申し訳ないんですけど、今回、企業版ふるさと納税として救急車に関し最初に寄附があったのが、私申し上げたように、2月28日です。3億5700万円で、この経緯は東洋経済でも報道されております。で、先ほど小林副委員長の質問に、分からないと、それは寄附企業の問題だから分からないと、こういうことなんですけど、報道では、島田社長からの要請に答えた、という報道なんです。これは事実じゃありませんか。

島田昌幸証人：基本的には、企業の皆さまにこの事業の紹介をさせていただきました。

佐藤孝委員長：何でさっきと違うの。

島田昌幸証人：あの、ふるさと納税における制度については説明をさせていただきました。で、その中で。

佐藤孝委員長：私が聞いているのは、国見町で救急車事業を行う予定なので寄附してくださいということを伝えましたかということ。事実かどうかだけ答えて。

島田昌幸証人：それだと、あの、適切な記憶にはちょっとないですね。今のところは。

佐藤孝委員長：適切な記憶というのは。

島田昌幸証人：制度の説明をしておりますので、実際そういった要請をしたかどうかというところは定かではないというのが。

佐藤孝委員長：余計な形容詞は要らないから、事実かどうかだけ答えてください。分からないければ分からないで結構です。

島田昌幸証人：じゃ、わかりません。

佐藤孝委員長：分からないね。はいはい。えーっと、細かいことを聞いてたいへん恐縮です。先ほどから島田さん、今回の事業は、物を作るんじゃなくて研究開発だとおっしゃっています。これは間違いないですね。

島田昌幸証人：はい。

佐藤孝委員長：今回の事業で伊達地方消防組合からヒアリングを行いました。28項目の要望をまとめた。これは知ってのとおりです。そのうち4つ、今回の救急車の開発で使ってるんですね。4点。これは島田さんが最終的に町に提出した成果で明らかになっている。間違いないですね。

島田昌幸証人：今、その4点のちょっと内容についてはちょっと。

佐藤孝委員長：じゃあ、私、言います。100ボルトコンセント、運転席と患者室を遮断する隔壁、3つ目が患者室の散水ノズル設置、4つ目が予備バッテリー、4つです。間違いないですね。

島田昌幸証人：はい、大丈夫です。

佐藤孝委員長：実は、大阪の守口門真消防組合、それから北海道の、北海道出身ですからわかると思いますが、北海道の北後志(しりべし)消防組合赤井川分署、それからお隣の宮城県のあぶくま消防組合、ここに、実はベルリング社で納車をしています、あー、ワンテーブルかな、納車をしています。でも、守口門真とあぶくま消防の写真をみると、実は運転席と患者室の遮断隔壁、それから散水ノズル、予備バッテリー、これ確認できるんですよ。今ここにお示ししますけど。ていうことは、国見町に納車される前に、あなたが先ほどおっしゃったように開発をしたんだという項目はすでに出来上がっている。違いますか。

島田昌幸証人：あの、基本的にはC-CAVINのベースなところが、ま、我々の理解ですけども、ベース車種があつて、実際にそのヒアリングをした時にですね、その20何項目ですかね。で、その中から、今回対応できる、短期間ですから、対応できる部分はここだというようなところでございます。

佐藤孝委員長：ですから、4項目を採用したんです。そのうちの3つは、これ、「Jレスキュー」って業界誌なんですけど、これ知ってますか。

島田昌幸証人：ちょっと今、はじめて。

佐藤孝委員長：これは「Jレスキュー」って業界誌なんですけど、これ去年の11月号なんです。で、門真市に納入されたのが実は2月なんです。で、おたくの方の製造の工程表ではできないはずがない日程になっているんです、実は。その前に、これが納車されているんです。同じもの、散水ノズル、予備バッテリー、運転席と患者室を遮断する隔壁設置、100ボルトはこれで確認できません。これはベルリング社のC-CAVINですからね。もう1つ、これは亘理町の消防組合に納入した写真です。これにも実は予備バッテリーが、ここにすでについてます。それから、これは遮断隔壁ね。遮断隔壁、これも確認できます。ていうことは、国見町のために開発したってあなたがおっしゃっている内容は既に出来上がっているんですよ。これ、違うんじゃないですか。事実関係を教えてください。

島田昌幸証人：事実関係とはどういう関係を…。

佐藤孝委員長：国見町のためにつくったのではないということですね。

島田昌幸証人：国見町のためというよりも、ヒアリングをして、そこで短期間にできる、ゼロベースのところから追加で設置ができる。ま、そういったところでございます。なので、研究開発という部分でいくと、ゼロベースからできるものと、そこで、ヒアリングを通じて適切な、その期間内でできるものを対応させていただいたというような理解でございます。

佐藤孝委員長：そうしますと、4項目、時間がなかったもので、この部分を開発した、こういう理解でよろしいですか。

島田昌幸証人：開発したというようなところよりも、ヒアリングを通じて適切なものを設置させていただいたというようなところでございます。

佐藤孝委員長：島田さん、私、あなたの言葉尻をつかむわけじゃないんですけど、今回は研究開発事業なんだと、何回もおっしゃっているんですよ。だから私が聞いているんです。どこを研究開発したんですか。

島田昌幸証人：あの一、現場のですね、ヒアリングを通じて、その場で、期間内にできるものを設置させていただいた、ま、そういった部分でいけば、通常のC-CAVIN、そこに付帯するかしないかの話は最後、現場の判断ですけども、その時間内で対応させていただけるものを設置したというところでございます。

佐藤孝委員長：そうしますと、工程表、わずか1カ月弱で提出された工程表ですね、2月に入ってから実は作業進んでいるわけですよ。40日くらいで出来上がっているんですけど。40日間で今あなたがおっしゃったものを開発したと、こういう理解でよろしいですね。

島田昌幸証人：開発というところがどういったところを示すのか分かりませんが、今回、消防からヒアリングをさせていただいて、その期間内に、設置可能なものを設置させていただき、納品させていただいたというような経緯でございます。

佐藤孝委員長：いや、私が勝手に私見で言ってるんじゃないくて、島田さんが今回の研究開発したその結果ですよとおっしゃってるので、どこを開発したんですかと聞いているんです。

島田昌幸証人：はい、お答えします。今回の研究開発というところですけども、開発というところまで、短期間では至りませんでした。今回、研究のヒアリングをさせていただき、その期間内で最良なものをピックアップし、設置をさせていただいた、こういったところの背景でございます。

佐藤孝委員長：はい。ですから、繰り返して恐縮ですが、先ほど申し上げたように、新しく4項目採用した。ヒアリングをして28項目ヒアリングしたけども、4項目を採用しました。これを開発したという理解でいいですね。

島田昌幸証人：お答えします。今のヒアリング数十項目のうち4項目については、期間内で設置できる、対応できるという考えでございます。

佐藤孝委員長：あの、なんて言ったらいいのかな、さっきから私、島田さんの言葉を使っただけなんです。今、設置っておっしゃってました。さっきは開発とおっしゃってる。どっちなんですか。

島田昌幸証人：ヒアリングを行いまして、それらを設置。それがトータル的に言うと、ヒアリングによってはまた違うものを、違う該当地域では、例えば違うニーズがあれば違うものになったというふうな理解をしております。

佐藤孝委員長：違うのはどうでもいいから。国見町に今回納車した救急車は、4項目を開発したのではなくて設置をした。こういう理解で良いですね。

島田昌幸証人：ヒアリングを通じまして4項目を対応できる、それを設置させていただいたということでございます。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。実は、町が証人喚問をして聞いていると、皆さん口を揃えておっしゃいます。トヨタ、日産を上回る救急車を作りたかったと。プロである企業が何年もかけて専門的に作った救急車あるいは車を、素人である職員が何の知識もエビデンスもなく、まして、試作車も作らないでできると私思ってないんです。で、これを様々な仕様書作成の段階で、ベルリングとワンテーブルが絡んできたのは、あのメールのやりとりとかで明らかになってます。これ、当時、専門家であるベルリング社なりワンテーブル側で、トヨタ、日産を上回るなどとは考えなくていいという意識はなかったですか。

島田昌幸証人：ご質問にお答えします。基本的には、何を上回って何を上回らないかっていうのが、ちょっと私の方では、当時、その認識はなかったです。

佐藤孝委員長：わかりました。では、当時トヨタ、日産を上回る救急車を作れるという意識でいたということによろしいですね。

島田昌幸証人：あの、より良いものを作っていこうと、より良い、現状の課題を解決できるような、ま、そういった救急車を作りたかったという思いはございました。

佐藤孝委員長：わかりました。関連して1点お聞きします。ワンテーブル側に技術的なメンバーはいらっしゃいますか。救急車開発に関して。

島田昌幸証人：お答えします。当社においてはですね、いわゆる、アレンジメント、アレンジャーというようなところでございます。事業の構成をしていくということとはございますが、車に、専門にする貨物車両の免許、資格はございますが、救急車両に対する専門的なエンジニアはございません。

佐藤孝委員長：ワンテーブル社は救急車開発販売の資格持ってますね。間違いないですか。

島田昌幸証人：はい。

佐藤孝委員長：実は、この問題が報道された頃から、町民の間では公正・公平な入札を妨害する公正取引法違反ではないか、独占禁止法違反あるいは官製談合防止法違反ではないのかとの声がたくさんあったんです。真実かどうかわかりませんが、仙台の公正取引委員会の事務所に問い合わせをしたと、実はこういう話もあるんですよ。ワンテーブルが今回の町の仕様書作成に関して助言指導したっていう証拠があるわけですね。これらの懸念は当時1ミリたりとも持っていませんでしたか。

島田昌幸証人：助言指導という立場ではございませんので、認識がなかったです。

佐藤孝委員長：助言指導の立場にはないということね。はい、わかりました。最後に2つだけ、ちょっと時間がないので。救急車の値段が高いっていうのは、この間ずっと言われていて、実は伊達地方消防組合の課長さんからの話も私ここで伺いました。通常の救急車より1.5倍高いんですが、値段が高い理由は、島田社長はどう説明されますか。

島田昌幸証人：お答えします。高い安いというのは需要と供給の相場観であり、実際、最

最終的に買う方が決めるものだという風に理解しております。

佐藤孝委員長：わかりました。最後に伺います。あなた本人、もしくはカプコ事務局が飲食をして、その時に町職員が同席した事実がありますか。

島田昌幸証人：はい、ございます。

佐藤孝委員長：あるね。これ、会費ですか。それとも、カプコ事務局の、建設でいうところの現場経費、どちらですか。

島田昌幸証人：はい、あの、参画企業の皆様にはですね、頂いてない場合もありますが、公の立場の方の出席については、後日、お金を徴収しまして、領収書を会社名で出させていただいております。例えば、公務員の方であるとかですね、そういった方たちの参加については、当日回収、または後日いただいて、領収書を会社名で発行させていただいているようなところでございます。

佐藤孝委員長：公務員というのは、町職員という理解でよろしいですか。それとも県庁職員や市役所職員、消防職員とか。

島田昌幸証人：基本的には、自治体の職員の皆様、県職員の皆様、そういった公の方については。

佐藤孝委員長：今回の件に関しては？ 国見町の件に関してですよ。国見町のこの事業に関係して、カプコ事務局あるいは島田社長と町職員が飲食をした事実がありますかと私聞いています。

島田昌幸証人：はい、ございます。

佐藤孝委員長：町職員は何名出ていた記憶がありますか。

島田昌幸証人：ちょっと今のところ、そこについては、当時の記憶がちょっと曖昧で。

佐藤孝委員長：わかりました。複数っていう理解でいいですか。

島田昌幸証人：それも含めて1名か2名かはちょっと記憶にないです。

佐藤孝委員長：覚えてないね。回数を今答えられますか。

島田昌幸証人：3回あったと思います。

佐藤孝委員長：わかりました。改めてまたお呼びするかもしれませんが、これはちょっと委員の皆さんで議論して最終的に判断させていただきます。今日は長時間遠いところをご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

島田昌幸証人：ありがとうございました。

佐藤孝委員長：2時40分に再開します。

(休議)

(再開)

佐藤孝委員長：再開します。引き続き、証人喚問を行います。飯野さんの証人喚問なんです、引き続き携帯電話、電子機器等については電源を切るようにご協力お願いしま

す。それから、前の島田さんと同じように、写真、動画撮影、録音については、ご協力いただけませんので、一切これは認めません。特に報道機関の方、ご協力をお願いします。それでは、飯野証人のご入室をお願いします。

(飯野墨証人入室)

佐藤孝委員長：それでは、これより、証人喚問を行います。証人におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査目的をご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思います。証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の喚問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または有罪判決を受ける恐れがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、並びに医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、または、技術もしくは職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合に証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外は、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓させなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓をお願い申し上げます。出席者の皆さんは全員起立をお願いいたします。

(全員起立)

宣誓書の朗読をお願いいたします。

飯野墨証人：良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。

佐藤孝委員長：はい、ありがとうございました。はい。それでは、飯野さん。宣誓書に署名、捺印をお願いします。

佐藤孝委員長：それでは、これから、証言を求めることとなりますが。証人は、証言を求められた範囲を超えないこと。それから、発言の際には、その都度、私の許可を得て発言をされるようにお願いします。質問は、まず私が最初行います。その次に、各委員から質問をいただいて、もう1回、私のところに戻ってきますので、そのような順序でさせていただきます。私は、委員も含めて、質問は全てこのまま着席でしますので。飯野さんも座ったままでお答えしていただきたいと思います。

委員の皆さんに改めて申し上げます。証人により証言を求めるものでありますので、不規則発言など、議事の進行を妨げる言動のないよう協力をお願いします。また、質問、発言については、証人の人権に留意されるよう要望させていただきます。まず初めに、あなたは飯野壘さんですか。はい、どうぞ。

飯野壘証人：そうです。

佐藤孝委員長：住所、職業、生年月日、先ほど記載いただきました証人受付票のとおりで間違いありませんか。

飯野壘証人：はい。

佐藤孝委員長：それでは、これから質問に入ります。大体1時間程度、若干前後しますが、そのつもりでいてください。約2年前の話ですので、もし記憶になれば、正直にそこがわからないと言ってもらって結構です。

2年前、2022年4月に、ワンテーブルの島田社長はじめ6名、それから役場は企画調整課長など4名、10名の大事な打ち合わせがございました。当然、飯野さんは、いらっしゃいませんので、わからないと思います。内容は、町の防災総合産業創出、つまり救急車の開発事業について協議されているんです。そこで確認され、あるいは議論になったのが、防災産業拠点づくりのため、研究開発に用いるベルリング社製救急車C-CAVINの導入を進めたい、こういう内容です。これ、ご存知でしたか。

飯野壘証人：その会自体は知らないです。わからないです。

佐藤孝委員長：はい。この中に、具体的に書かれていることがあります。ワンテーブルとベルリング社、2社共同で救急車を製造するんです。で、その救急車を町が引き受けて、株式会社J E C C、これは存じ上げていると思いますが、リース会社ね、元経産省の北海道経済局長だった方が役員になっているところです。ここに無償貸与して、貸与を受けたJ E C Cが全国展開でリースを行うと、こういうフレームなんです。で、そこにベルリング社のC-CAVINの資料がご丁寧にしっかりついてます。これ、もちろん仕様書も作っていない、公募もしていない、ずっと7カ月前の話ですから。しかし、救急車開発の具体的なフレーム、スキームがここで提案され、町長まで決裁あるんです。この時点でワンテーブルの島田社長から具体的な話を聞いていましたですか。

飯野墨証人：お答えしてもよろしいですか。まず、その会自体を私、把握してないので、どうお答えすればいいかわからないところがありますが、島田前社長とは、別の機会にお会いをして、企業版ふるさと納税を通じて、具体的な話は伺っていませんが、高規格救急車を全国に広めたいって話は聞いておりました。

佐藤孝委員長：ちょっと私、長く喋っちゃったから、わかりづらかったと思いますが。2年前の4月に、ワンテーブル側から、島田社長から、今の具体的な話を聞いていたか。

飯野墨証人：2年前ですか。

佐藤孝委員長：町が救急車開発事業を2社で行うという話。

飯野墨証人：具体的には聞いていないと思います。私の記憶の限りだと。

佐藤孝委員長：実はその4月、3月かな、の月末に、ベルリング社とワンテーブルで、C-CAVINについて役場で説明に出向いているんです。これは覚えてますか。

飯野墨証人：私がですか。であったとしたら、C-CAVINというか、元々、福島県で救急車を開発していて、で、私は、消防本部さんや役所さんが潜在的なお客さんになるので、よく挨拶というか、回って、C-CAVINの説明をすることはあるので、そういったことかなと思います。

佐藤孝委員長：役場に来て説明したという事実はありますね。

飯野墨証人：挨拶程度だったと思いますが、多分。でも、記憶の限り、その日付等が。

佐藤孝委員長：あ、それは結構です。今、福島県内で開発、製造してる会社、石川の会社でよろしいですか。

飯野墨証人：そうですね、開発は。

佐藤孝委員長：ヨコハマモーターセールス。

飯野墨証人：そうです。企画・開発自体は、当社の方で行っていて、製造をしてもらってます。

佐藤孝委員長：はい。製造ヨコハマモーターセールス、組み立てはネイチャー。

飯野墨証人：えっとですね、ネイチャーさんは、2次架装業者となりまして、ベースの救急車って、仕様が自治体ごとによって変わるので、我々の方では、ある程度、ベースの基本構成を決めているので、その基本構成を福島のヨコハマモーターセールスさんで製造いただいて、その後、各自治体さんの要望の対応については、ネイチャーさんをはじめ、2次架装会社さんが何社かいらっしやって、ネイチャーさんにやってもらってます。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。それでは、次。はい、小林さん。

小林聖治副委員長：当調査委員会で副委員長を務めております小林と申します。よろしく願いいたします。まずですね、ワンテーブルとベルリング社は、どのような経緯で業務提携をすることになったのかお聞きします。最初ですね。

飯野墨証人：日付は明確でないのですが、多分、3、4年ぐらい前に、雑多な企業家が何人

か集まってる会のようなところにいらっしゃったような覚えがあって、その時も挨拶程度でしたけど。自治体様向けに防災事業をやってらっしゃるってということで、面識を持って、その後、今回のような企業版ふるさと納税を通じて、救急車を全国の過疎地域を含めた自治体さんに届けたいという話を持って、なんていうか、具体的な話がスタートしたと思います。

小林聖治副委員長：この私どもの国見町で、この救急車事業を業務提携、連携するというのは、いつでしたか。その、決めたのは、決まったのは、

飯野墨証人：ここもちょっと不明確であります、多分、今回の話を受けて、私なりに、元所属してたベルリングの担当の者に確認したところ、入札が行われる前からあった形です。

小林聖治副委員長：それですね、ワンテーブルからDMMにですね、国見町が、企業版ふるさと納税により高規格救急車の大量納品を希望していると打診があったのは、これ、事実ですか。

飯野墨証人：ワンテーブルからDMMに対してということですか。

小林聖治副委員長：そうそう、そうです。

飯野墨証人：元々、DMMというよりは、私に提案がありました、先ほどのとおり、企業版ふるさと納税を通じて、高規格救急車を過疎地域に届けたいという話があって、で、私の方から、まずは、そのことがいいのかどうかを踏まえて、所管である内閣府に確認をして、回答をもらった上で、私からDMMの地方創生事業部というところにご紹介いたしました。

小林聖治副委員長：ということは、事実だということによろしいですね。

飯野墨証人：はい。その時には数量の話はなかったと思います。

小林聖治副委員長：数量、数はなかったということで。

飯野墨証人：はい。私の記憶の限りでは。

小林聖治副委員長：このDMMグループからですね、国見町に対して高規格救急車の研究への寄附金の活用を要望した事実は一切ないというような報道が東洋経済オンラインにあるんですが、いわゆるDMMは、国見町に寄附金の活用を要望した事実は一切ないとDMMは言ってるんですが、それは事実ですかね。

飯野墨証人：まず、前提の話をさせていただきますと、我々ベルリング社とDMMの関係なんですが、報道等では子会社っていう報道されているんですが、実は子会社ではなくてですね、あの、私は退任しちゃったんですけど、現在は関連会社となっていて、株式も、役員もベルリングにDMMの役員がいるわけではなくて、実質的な支配関係はないと思っていましたし、私自身、代表をしていた時は独立した経営がなされていて、今回のワンテーブル社の販売も私自身が意思決定したものですので、立場として、どう答えていいかではあるんですが、私が聞いた話によるお話をさせていただきますと、先ほどの地方創生事業部が、今回の多分あの町の方とのやり取りとかされ

ていたりとか、今回の意思決定しているんですけども、そこに聞いた話によると、基本計画みたいなものがあるって、企業版ふるさと納税をする上でのものがあるって、そこでの用途があるのでそこに限定したというような話を聞いております。

小林聖治副委員長：またDMMグループの話でちょっと申し訳ないんですが、関連会社ということで、このDMMグループはですね、今回の仕様書の作成ですね、あとプロポーザルの内容も一切関わっていないと。これも東洋経済オンラインでのことですが、一切関わっていないとあるんですけども、このベルリング、今度はベルリングですけども、国見町用に作成した参考仕様書をワンテーブルに渡したのではないですかね。

飯野墨証人：はい。まずですね、今回の入札仕様書、多分入札に至るまでの、ワンテーブル社とのやり取り以外で、町の方々とベルリングの担当者がやり取りしたことは一切ございません。で、今おっしゃっていただいた参考仕様書については、ワンテーブル社に提出させていただきました。で、こちらについては、我々も、救急車を作る上で、今回とは別の形で入札に当事者として入ることもあるので、その場合においても、参考仕様書を町や消防本部さんに提出することは業務上よくあることでして、それを、町の方々だったり消防本部の方々が吟味されて、入札仕様書として公示されるフローかなと思っております。

小林聖治副委員長：ということはですね、ベルリングで恐縮なんですけど、ベルリング社からその参考仕様書なるものをですね、直接町の方に行ったのではなくて、ワンテーブル経由で町の方に届いたということになりますかね。そういうことで。

飯野墨証人：よろしいですか。あの、繰り返しになりますが、そうであると思います。ただ、それは、我々の業務上よくあることですので、問題ではないかなと思ってます。

小林聖治副委員長：それではですね、次に。

飯野墨証人：すいません、あの、ワンテーブルさんに提出させていただきましたが、その後の流れっていうのは、我々も一線引いていたので、どういった経緯で届いたのかとか、そういったことは、あの、ほんとに、把握しておりません。

小林聖治副委員長：あとですね、ワンテーブルからですね、2022年ですから、一昨年9月、国見町の仕様書の内容について問い合わせっていうのはありましたかね。2年前の9月あたりにワンテーブルの方から。

飯野墨証人：日時についてはちょっと不明確なんですけど、おそらく、その我々が提出した参考仕様書に対して、ワンテーブル社から質問があったことは、当時のベルリングの担当部門からは聞いております。

小林聖治副委員長：そのワンテーブルの方から、例えば、室内寸法の変更であるとか、あと様々な、こういう風にしてもらいたいというようなワンテーブルから、意見というか報告があったということですね、仕様書に関して。

飯野墨証人：その質問の内容は理解してないのですが、そもそも、我々が出した参考仕様

書があって、で、その解釈について多分質問が色々あったのかなと思います。

小林聖治副委員長：あともう1つ、最後になりますけれども、この12台の高規格救急車なんですけれども、これも2022年ですから、一昨年11月、国見町で公募をいたしましたけれども、その以前から納車準備を進めておりますね。それで、ワンテーブル、国見町からは、これはどういう説明を受けていたんですかね。

飯野墨証人：国見町からは説明は一切なくて、ワンテーブル社から聞いた話ですと、そもそも、国見町以外も含めて、企業版ふるさと納税を活用もしくはしなくても、救急車事業をしていきたいという話があったので、その中で、我々メーカーの立場として、今回の国見町の話の以前から製造を開始していました。で、おそらく、国見町が、どうなるかどうか、入札を経ると言っていたので、それがあにしろないにしろ、在庫になるかどうかで、いろんなところに販売しようとしてたのかなと思っております。

小林聖治副委員長：ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

佐藤孝委員長：山崎委員、どうぞ。

山崎健吉委員：山崎と申します。ちょっと重複するかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。まず1つ目はですね、先ほど島田社長さんから色々お話を聞きまして、個人的な話なんですけれども、飯野さんとはどういう関係ですかと、こういうお話したんですけれども、逆に島田さんとはどういう関係だったんですか。

飯野墨証人：おそらく、3、4年前の企業家の集まりの中で、最初は雑多にあったんですけれども、その後は、私も自治体さんをお相手にしてるので、その中で、地域をより良くしたい思いを持った企業家の1人だなという印象です。

山崎健吉委員：島田さんにもね、その話を聞きましたら、飯野さんもすごく誠実な人で、前向きな人だということですので、ぜひ誠実にお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。ま、それでね、前の、ベルリング社さんの救急車両ですね、これは年間に何台くらい作って販売してるのか、ちょっと教えていただきたい。

飯野墨証人：年間20台から30台くらいです。

山崎健吉委員：それでね、国見町の高規格救急車ですね、この計画は、さっきもちょっとあったかもしれませんが、いつ頃、誰から相談されたのですか。

飯野墨証人：時期は、ちょっと不明確、忘れてしまったところあるんですけども、ワンテーブル社から救急車を購入したいという話をもらって、多分、おそらく、2年、3年くらい前の話だと思います。

山崎健吉委員：昨年の4月頃でってことですか。

飯野墨証人：すいません。ちょっと覚えてないところがあってですね、申し訳ないです。

山崎健吉委員：救急車両ですね、近隣の消防組合の証言ですとですね、内部の医療器具も含めて、大体フルセットで3300万くらいだという話を受けました。これは商売ですから、株式会社ですからね、ベルリングさんの救急車は、外見っていうんですかね、中身がなくて、大体3500万くらいだという話だったんですけど、だいぶ高額に我々

は思っているんですけどね。具体的に、今、年間 20、30 台という販売実績の中で、大手のトヨタさんとか日産さんがね、9 割以上占める、こんなこと言ったら失礼かもしれないですけども、小さい会社さんがね、それを上回るっていうんですかね、普通だったらちょっと安くしていくかなと、こういうようなことなんでしょうけども、その辺はどういう風に考えてこの金額を設定したんですか。

飯野墨証人：はい。報道等でもすごく高いという報道がされているのですが、まず大前提、お伝えしたいのが、今回の救急車、電動ストレッチャーという装備がついておりまして、これは、部材の中でも結構高い部材になります。海外だともう 90 パーセント以上のシェアがあるような、私としては、今後の日本において必須な機材だと思っています。なので、一般的な救急車の値段と比較されるのは、ちょっと心外だなど思っている点がまず 1 つと、あと、おっしゃっていただいたとおり、まず、生産台数が全然違うので、トヨタさんの車とは値段は違います。200、300 万円ぐらいは多分高くなってしまってる現状があります。同等のものではなくてですね、ちょっと長くなってしまいうんですが、私自身、救急車を作ったのは、変わらない救急車をもっと良くしたい、私の父も救急救命士なんですけれども、20 年、30 年変わってない救急車を、もっとより良い救命活動ができるようなスペックを織り込んで研究開発をした救急車ですので、新しいもの、10 年、20 年ぐらい前の車と、今売ってる車が値段が違うのと同じように、値段は違います、なので、3 点、電動ストレッチャーがついていることと、量産数の違いと、あとは高機能なものがついているので違うということを知っていただけたらなと思っております。

山崎健吉委員：電動ストレッチャーが、いくらくらいするのかわかりませんが、それだけの値打ちがあるということですね。

飯野墨証人：はい。あと、車自体、全然違います。3 つあってですね、広い、揺れない、使いやすいっていうテーマがあって、まず、キャビンのスペースが広がっていて、今までの救急車って、A 地点から B 地点まで搬送するための車だったんですが、我々の救急車は、中で処置ができるように、患者さんの両側、頭部にも、医療従事者さんが入れるようになっていますので、ただ寄り添って搬送してた部分が、救急救命士さんも、20 年経ってやれる行為も広がっておりますので、その中で、命を救える活動ができるようになってる点が、付加価値として高くなってるポイントだと思います。国見町さんをはじめ、各高度な医療機関さんにも選定して使ってもらっていますので、その部分も考慮していただけたらなと思っております。ただ、最終価格については、我々、あくまでワンテーブルさんに販売した部分でありますので、その価格っていうのは、細かくは把握してないです。

山崎健吉委員：国見町から、一昨年ですかね、12 月頃に当初は 10 台の生産のオファーがあって、その間、次に中古車 2 台プラスでしたと、こういう話なんですけども、まあ 3 月末までに出してくれというオーダーで、結果的に 3 か月か 4 か月の間でこのオー

ダーには応えられるものですか。

飯野墨証人：我々がワンテーブルさんから発注をもらって作り出したのはその期間よりもっと前なので、十分に作れる時間はあるかなと思っております。

山崎健吉委員：その前からっていうことは、いつ頃からその前っていうんですか、大体。

飯野墨証人：時期は今、資料が手元になく、すぐ答えられないんですが、製造期間としては1年以上あった形ですね。

山崎健吉委員：すると、9月に町は契約してるんですけども。あ、12月ですか。その約1年くらい前には作れというオーダーが内々にあったと、こういう理解でいいですか。

飯野墨証人：日付は明確ではないのですが、製造期間としては1年くらいあったので、多分その前後だと思います。

山崎健吉委員：ということは、町はね、一昨年12月に、12台ですかね、10台プラスアルファ2台だったんですけども、その前から、飯野さんのところでは、依頼を内々に受けて作っていたと。それが20台から30台のうちの12台だと、こういう認識でいいですか。

飯野墨証人：はい、そうですね、ただ、年間通して作るとなると、もう少し、数は作っているんで、比率としてはもっと少なくなりますが、作っていたという形です。で、おそらく、ここから私の憶測になるのですが、私も入札等、色々経験ありますが、どこになるか分からない。他社さんもありますので。そのような中においても、ワンテーブルさんは救急車事業を始めたいという意気込みがあったので、在庫になることも考慮しながら、救護車の発注を我々にかけてのだと思います。

山崎健吉委員：わかりました。ということは、先ほど言ったように、端的に良いか悪いかなんですけども、町は、一昨年12月に契約したと。で、結果的に12台できたことになっているんですけども、出来るわけないと、前から作ってたんだということによるのでしょうか。

飯野墨証人：はい、我々は作っていて、多分ワンテーブルさんは在庫する考えもありつつ発注していたのだと思います。憶測ですが。

山崎健吉委員：それともう一つなんですけども、一昨年12月に、3、4か月で作れと。12台と言われれば、現実問題ですよ、前から作ったってというのは別にして、作られるものですか、12台を。

飯野墨証人：そうですね。1番最初にご説明したとおり、我々の救急車って、他社さんだと、オプションカタログがものすごく分厚いんですけども、機能を平準化して、基本仕様を多く、先ほどの福島の会社も作っていますので、製造能力としては結構高くて、今のご質問の答えに対しては、作ろうと思えば作れます。ただ、今回はそれよりも先に、はい、作っていました。

山崎健吉委員：じゃ、もう一つ、最後にですね。ベルリングの社長としてですね、この小さな国見町で、人口8000人ちょっときりないんですけども、そこに、本当に12台

の救急車がね、今後本当に運用をうまくできるのかと、そこは飯野さんとしては、どういう風に思いましたか。

飯野墨証人：はい。えっと、最初に聞いていた話は、国見さんをはじめ、周辺の過疎地域に、高規格救急車を有効活用していただく話だと聞いていたので、その点においてはすごくいい取り組みだと個人的には思っていました。なぜなら、DMMに紹介したのは私ですけれども、その前に内閣府にも相談して、この取り組み自体を聞いて、許可もいただいた上で、納税が都内の元々あった区に集中してるところから、過疎地域に、高規格救急車が届いて使われることってというのは、救命活動が本当に変わるので、いいことではないかなと思っていました。

山崎健吉委員：ありがとうございます。以上です。

佐藤孝委員長：はい。じゃ、私の方で、ちょっと繰り返しになって恐縮なんですけれど、内閣府の関係をまず聞きたいと思うんです。ワンテーブル側からベルリング社に、国見町が救急車製造をする意向があるので寄附していただけないかと。で、こういう達しがあったことは、先ほど、飯野さんおっしゃったとおりでと思います。それで、飯野さんの方では、内閣府の方に確認をしたとさっきおっしゃいましたよね。それで、内閣府では地域再生計画の中にある事業をたぶん1つずつ分析をして回答したと思うんですけど、具体的に救急車開発をOKですって話を聞いてるんですか。

飯野墨証人：私がまず、質問したのは、今回の取り組みについて、その時はDMM社が寄附することになるかどうかとも決まっていない、グループもありますし、他の会社になるかもしれないという前提で聞いたんですけれども、もしかしたら、グループ企業が寄附する可能性もあるかなっていう中で、関連企業もしくは資本関係にある企業が寄附をして、その案件に対して、質問した時は確か、確かなんですけれども、その原資を基に、どこか別の会社が受注して、そのモノをメーカーとして受注することは問題がないかどうかってことを質問したと思います。

佐藤孝委員長：国見町が開発をする予定だという話は聞かなかったですか。その時点で。

飯野墨証人：聞いていないです。

佐藤孝委員長：聞いていない。そうすると、企業版ふるさと納税をベルリング社にお願いをし、親会社と言いますか、会社法という連結決算対象のDMM.COMにその話を持っていったってことですか。

飯野墨証人：そうです。

佐藤孝委員長：寄附してくださいと。

飯野墨証人：こういった取り組みがありますよということで、DMMの地方創生事業部、地方創生するためってというのがあったので、そこに案内したという形ですね。

佐藤孝委員長：わかりました。それで、飯野さんが、昨年2月22日の動画配信で、私も見させていただきましたが、このまま読みますね。「救急車開発は一筋縄では行かず、結果、構想から3年かかりました。新しいものを取り入れ、救急活動をよ

り良くしようとするプロフェッショナルの皆様の協力をいただくことで、C-CAVINを生み出すことができました。」こうあります。これは事実ですね。

飯野墨証人：はい。

佐藤孝委員長：C-CAVIN 開発はいつから始まって、いつ終わったんですかね。

飯野墨証人：記憶が不明確ですけれども、おそらく 2021 年頃に始まって、明確に終わったって時期は難しいんですけども、日々改良を繰り返しているのです。私が退任する少し前なので、2023 年の 6 月前頃に基本的な開発は終えたと思います。

佐藤孝委員長：あの、実は、株式会社ライズのホームページに、C-CAVIN のことが書かれているんです。これ、令和 3 年、2021 年の 1 月 6 日です。

佐藤孝委員長：そこに書かれている記事でいくと、要約します。「高規格救急車準拠」、あの、ここで高規格救急車の概念を議論するつもりは全くないですから。「高規格救急車準拠、新型救急車 C-CAVIN のコンセプト」という表題だったんですよ。で、そこで、2020 年、令和 2 年の 11 月 18 日に新型救急車 C-CAVIN が報道公開をされました。ですから、2020 年の 11 月が最初かなと思ってるんですが、違いますかね。

飯野墨証人：そうでしたら私のほうで。

佐藤孝委員長：報道公開した時が最初って理解でいいですか。

飯野墨証人：はい。おそらく。記憶違いでした。

佐藤孝委員長：いや、いいんです。それでね、その時に書かれているのは、ボディーが特徴で、天井から右側面、要するに運転席の後ろ側ね。ハイエースだから後ろがサイドスライドドアありますよね。運転席の後ろ側を切り取り、FRP 繊維強化プラスチックのパーツに変更すると。で、これによって室内空間を広げて、その他色々書かれているんですけど、徹底的な重量削減とコスト削減を行った。間違いないですね。

飯野墨証人：はい。ただ、その時はコンセプトになっていたもので、私の第 1 案で。

佐藤孝委員長：あ、いいです。はい。これ、書かれてること言ってるだけですから私。

で、ゼロからの設計で構造や重量バランスを配慮して作ったコンセプトカーを、2022 年ですから、2 年前の 4 月、1 年 9 カ月前に量産化すると、こう書かれてるんです。

ま、国見町が受託した年ですけど、この内容は間違いないですよ。

飯野墨証人：その記事の内容は。ただ、現実はどううまくいかず。

佐藤孝委員長：この時点ですよ。この時点の記事。

飯野墨証人：その内容ですかね、はい。

佐藤孝委員長：間違いないですね。

飯野墨証人：記事は多分、おそらく。はい。

佐藤孝委員長：でね、もう 1 つがあって、これ、アフター市場っていう、ネクストモビリティっていうサイトから拾ったんですけど。2022 年 9 月に量産化するっていう、先ほど当初の予定の 2022 年 9 月、これアフター市場っていう、坂上賢治さんって方が書いているんです。ここに載ってるのは、「常識を変えていく C-CAVIN」、これ覚えて

ますね。

飯野墨証人：ちょっと記事は。

佐藤孝委員長：分からない。

飯野墨証人：すいません。

佐藤孝委員長：「常識を変える救急車 C-CAVIN」、こう書かれている。で、「新基準の救急車を量産販売始めました」と。で、「来たる 2023 年 3 月」、要するに去年の 3 月、国見町に納車した時期です、「まで全国に約 30 台納車する。」と、こういう記事なんです。で、実際に納車されましたか、30 台。正確な数字はいいんですよ。

飯野墨証人：多分近い数字はされているんじゃないかなと思います、はい。

佐藤孝委員長：そこで聞きたいのは、ワンテーブルが国見町との受託契約を結びました。これが 2022 年の 12 月。2022 年 12 月で翌年のその 4 か月後に納車ですからね。この時点の、ベルリング社の救急車の納車実績は何台でしたか。大体で。私、資料持ってますから間違っても大丈夫です。

飯野墨証人：ちょっとその、日付関係が。

佐藤孝委員長：はい、大体でいいです。C-CAVIN の実績。

飯野墨証人：わからないですけど、20 台ぐらいですかね。

佐藤孝委員長：おたくの会社で出した、プロポーザルに出した資料、応募の資料には何台か書かれてるんですけど、消防署に納車したのは 2 台なんですよ。書かれてるのは 2 台。その他には、神奈川県の子ども医療センターであるとか、ハートセンターとか、手稲溪仁会病院とかね、いくつかあるんですけど、消防署は 2 台。これ、おたくが出された資料にもそう書かれてあるんです。で、実は、おたくから出された資料と一致する納車予定、私が持ってる資料とぴったり一致しているんですよ。で、その中に、国見町 12 台納車予定と書かれているんです。で、多分これ、おたくが作ったと思うんですけど、入札もされてない、ただ、プロポに参加した時点で納車予定と書かれているんですよ。で、これに対して役場職員は違和感を持ったと。これは、何を聞きたいかという、既にこの時点で納車するものだという説明を受けていたかどうかを聞きたいんです。

飯野墨証人：受けていないと思います。

佐藤孝委員長：ということは、プロポーザルに参加申し込みをした時点というのはどうなるかわからないですよ。もちろん、落札するかどうかってのは。

飯野墨証人：すみません。プロポーザルというのはどのプロポーザルでしょうか。

佐藤孝委員長：これの、救急車製造の。

飯野墨証人：えっと、国見町さんの。

佐藤孝委員長：そうです。

飯野墨証人：我々はプロポーザルに参加してなくて。

佐藤孝委員長：はい。その資料の中におたくの会社の資料が添付されているんです。国見

町 12 台納車予定と、こう書かれているんですよ。なら、ワンテーブルが作ったものじゃなくて、おたくからもらったものを多分つけてるはずなんですが、違いますか。

飯野墨証人：わからないですね。

佐藤孝委員長：終わったら見せますから。はい。その資料と、実は私が持っているこの独自の資料がぴったり一致するんです。

飯野墨証人：独自の資料というのは。

佐藤孝委員長：いや、別の資料があるんですよ。それでね、ベルリング社が通常 1 台、ま、大量生産ですから、1 台も 10 台も同じだと思いますけど、どの程度の日数を通常想定してるんですか。先ほど山崎委員も若干同じようなこと聞いたんですけど。

飯野墨証人：製造するのにですか。おそらく 1 ヶ月で製造できる台数で申し上げますと、10 台から 20 台ぐらいですね。

佐藤孝委員長：実はこの当時、ウクライナ情勢とかで混沌としていて、為替相場も動いている、それから、様々な部品が調達しづらい状況があったんですけど、ベース車、ハイエースですね。ハイエースをメーカーに注文して、おたくで艤装して、仕上がるまでに、どの程度かかりますか。

飯野墨証人：メーカーの車がどれぐらいで出てくるか、ディーラーさんによって、様々な時期、変わるんですけども、それによってですね。で、あくまで、先ほどのとおり、プロポーザルの件は、本当にどういう内容か我々把握していないんですが、ワンテーブルさんから、国見町さんをはじめ、契約の時期の前に、我々、注文いただいでるので、なので、その発注予定という言葉も、ワンテーブル社さんから聞いた話で多分、国見町さんに納車予定、おそらくですが、私、把握してないので、わからないんですけども、っていうのが連携してるんだと思います。あくまでベルリング社としては、ワンテーブルさんからその情報を聞いていたので、引き当てる予定もあるだろう。ただ、担当の人間たちも、いつも入札で、予定はありつつ落札できなかったこともあるので、予定となっているんだと思います。

佐藤孝委員長：あの、普通は書かないんだね、予定って。納車予定だから、普通はプロポ参加中とかって書くんです。それでね、先ほど、2 か月でできるって話をされましたけれど、ワンテーブル側から出されてる工程表、簡易工程表なんです。第 1 次艤装、第 2 次艤装しか書かれていないんですけど、2 月 15 日から 3 月 24 日なんですよ。ですから 40 日。40 日で車が用意されてればできるでしょ、それは。ただ、メーカー発注して 40 日というのは。通常、この話を持ってこられた時は、ベルリングさん、飯野さんとすれば、どういう回答になりますか。

飯野墨証人：おそらく、通常で 40 日。ただ、生産ラインっていうのは横に並ぶので、先ほど 1 か月で 10 台から 20 台ってお話したんですけど、そのラインをいくつ作るかによって製造台数は変わってきます。

佐藤孝委員長：メーカー発注するときに、ハイエースが急に来るっていう前提でいいです

か。

飯野墨証人：ハイエースは、ディーラーさんによってすぐ来る場合もありますし、在庫車があれば。来ない場合もあります。

佐藤孝委員長：今回は、来る来ないじゃなくて、最初からあったと。

飯野墨証人：えっと、いま既定の時期がいつかわからないんですけども、委員長が言っている時期の、多分我々は製造期間としては1年以上あったので、十分に作れる時間だったと。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。40日で12台の艀装が完了しました。で、納車されましたが、その過程の写真はありますか。

飯野墨証人：製造工程の写真、あると思います。

佐藤孝委員長：ある。はい、わかりました。あの、実はここに出されてないんですよ。ワゴンテーブル側からは、完了検査の写真しかないんですね。ですから、途中の経過が全くございません。それで、あえて伺っておりました。これ、島田さんにも同じことを申し上げてるんですけど、これまで、町職員の証人喚問、それから参考人招致を行って質問してきました。実はこういう話をしてるんです。町はトヨタ、日産を上回る救急車を作りたかったんだと。

で、先ほど飯野さんの話を聞きましたけど、3年近くかかっているわけですよ、開発するのに。それも試行錯誤を繰り返して、もちろん試験車作って、いやダメだ、いって話になったと思う、部品も含めて、いろんな部品も含めて。これ、役所ではトヨタ、日産を上回る救急車を作りたかったって言っているんですけど、これどう思いますか。あまり感想を聞きたくないんですけど、どう思います。町職員が、素人が3ヶ月で仕様書作ってるわけですよ。あとでまた聞きますけど、3ヶ月でトヨタ、日産を、トヨタ、日産を上回る救急車、はい、このとおりに作ってくださいって、これ、信用できますか。

飯野墨証人：どういった経緯で作られたのか、どれぐらいの期間を経てなのか、今3ヶ月の話がありましたけれども、わかりませんが、えっとですね。

佐藤孝委員長：だから、皆さん方からいただいた資料を、例えば切り張りしても、救急車なんかできるわけないんですよ。車だってバラバラのところみんな持ってくるわけだから。ですから、私が言ってるのは、国見町職員が説明してるのは、様々な自治体の仕様書を切り張りして作ったと。もちろんベルリング社の参考資料もいただきました。それで、トヨタ、日産を上回る救急車を作りたかったんだっていう説明なんです。で、それがこの仕様書ですと言われた時にどう思いますかって。

飯野墨証人：私は、不可能ではないかなと思います。なぜなら、基本、こういったことを公の場で言うのはあれですが、基本的に、救急車って20年変わらなかったってお話しましたけれども、変わらないことを許容されていて、仕様書を使いまわしされているケースも散見するので、今みたいな意気込みがある方が、ほんの少し、なんてい

うか、仕様を考えて使い勝手を、この医療機器をこっちに変えるだけって、変えるだけでも大きく、なんていうか、市民の方々にとって便利な救急車になるかなとは思いますが。

佐藤孝委員長：ワンテール側を通じて、役所では相当数の質問を出しているんですよ、仕様書作るのに。それで、ワンテールには、先ほど島田さんの話もあったんですが、技術的職員はおりません。で、ベルリング社に投げて、そこから答えをもらって役場に帰ってくるっていうルートだったんですね。その仕様書ができました。で、今回できた救急車は、トヨタ、日産を上回るという理解でよろしいですか。

飯野墨証人：はい、上回ります。

佐藤孝委員長：上回る、わかりました。ベルリング社は、高規格救急車という呼称ではないんですね。先ほどちょっと申し上げましたが。

飯野墨証人：はい。

佐藤孝委員長：おたくの会社のいろんな資料を見ると、新型救急車、新基準救急車っていう表現なんですよ。ところが、今回の事業名称は高規格救急自動車開発っていう名称なのね。これ、どういう理解をすれば、我々、よろしいんですかね。

飯野墨証人：高規格救急車という規格自体がもう廃止されてなくなっていますので。なので、準拠という表現は、あのコンセプトカーのとおりでして、昔、あの総務省が認定した規格に合ったのが高規格救急車っていうものですね。

佐藤孝委員長：はい、そのとおりだと思います。ですから私、さっき言ったように、高規格救急車の概念についてやり取りするつもりはないということだったんです。それで、先ほどちらっと私言いましたが、町とワンテールとで仕様書作成やメールのやり取りがあるんです。で、メールのやり取りの窓口は、ワンテールが貝田さんっていう方です。貝田さんっていう方はエンジニアではありません。町からの質問はほぼ100パーセント飯野さんのところに対応していたという理解でよろしいですか。

飯野墨証人：えっと、町からと、えっと、ワンテール。

佐藤孝委員長：質問あったやつ。町がワンテール側に質問したものだけです。

飯野墨証人：町がワンテールさんに質問した。

佐藤孝委員長：いっぱいあるんです、項目。何十項目も。それはワンテール側でわからないんです。技術的なことが。それは飯野さんのところに振ってるんですよ。

飯野墨証人：えっと一ですね、その質問がどの質問かわからないのと、あとは、私というよりは、会社全体で担当を多分していたので、それがどうかっていうのは今わからないところですね。

佐藤孝委員長：ワンテールの町に対する返信メールでは、ベルリング社の方でそれを作っていると、こういう回答なんです。ですから私、今聞いてるんですね。これ、あのワンテールが言ってるんですよ。おたくの方が言ってるんじゃなくて、ワンテールが町に対してそういう説明をしてるんです。国見町用に記載をしていただいたと。

という表現をワンテール側が町に対して答えてる。それと一緒にその仕様書が来ている。それはわからないってわけですね。そこまではね。

飯野墨証人：はい、あの、あくまで、ワンテールからベルリングは受注してもらっている立場なので、ワンテールから適宜いろんな技術的な質問等が来たりしているものに対して、それが連動してるかどうかわかりませんが、お答えしてる立場ですね。

佐藤孝委員長：はい、わかりました。そうすると、東洋経済等の報道であったように、ベルリング社、DMM.COMも、ベルリング社は一切関わっていない。町とは直接ね。ワンテールにはもちろん答えてるけど、直接町とはやってない。こういうことでよろしいですね。

飯野墨証人：納車のところまで担当に確認したんですけども、当時のベルリングの担当に、一切連絡等は取っていないと聞いております。

佐藤孝委員長：わかりました。まあ、ワンテール側が主体的、自主的に、町に代わって作成したと、こういう理解をさせていただきます。

飯野墨証人：えっと一、多分、あの、町の方々も色んなところから情報を集めたうちの1つがワンテールだと思います。おそらく。これが通常我々の業務の中でよくある参考仕様書、参考情報からの入札仕様書の作成のフローでありますね。

佐藤孝委員長：通常の事業を進める中で、今回の国見町も含めてですが、実は今回、中間検査がなかったんです。で、当初、中間検査をするように町がワンテール側に投げかけています。中間検査いつしますか、どこでしますか、っていうことなんです。これは仕様書を作っているときですからね。その時に、町側がワンテール側に石川町の企業でいいですか、石川町でよろしいですか。って質問してます。国見町の職員はワンテール。意味わかりますよね。私言ってること。

飯野墨証人：はい。

佐藤孝委員長：石川町というのは、先ほど言ったヨコハマモーターセールスのことを念頭にしてるんですよ。ですから、国見町は、9月の仕様書作成の時にすでに中間検査の場所を実質指定しているわけですよ。落札するのをワンテール、ベルリング前提ですよ。違いますか。

飯野墨証人：入札を経るので、どうなるかわからない可能性は大いにあると。あと、我々も入札を数多く経験してるので、ある中で、仕様書参考情報を消防本部さん等に提供する中で、もし、ベルリング社が落札した場合は、どこで中間検査をしますかっていうことを質問されることは、別の案件ですけども、あるので、そういった行為かなと予想します。

佐藤孝委員長：いや、私が聞いているのは違います。私が事実に基づいて聞いているのは、石川町にしますか、ってことです。で、それは、証人喚問で聞きました。石川町という会社はヨコハマモーターセールスですか。そういうことです。ですから、飯野さんがどうこうじゃなくて、この、入札参加前にすでにこの話を承っていたんですかってこ

とを聞いてるんです。

飯野墨証人：すみません。承ってたっていうのは誰が。

佐藤孝委員長：いやいや、ベルリングとワンテーブル2社でもう仕事するんですっていう前提で話は進んでませんでしたか、それを9月のメールで我々はこれが確定していたのかなって疑問を持ってるものですから聞いてるんです。

飯野墨証人：なんで、繰り返しになりますが、我々はメーカーの立場で、入札がどうなるかっていうのは、本当に今までの経験からわからない部分あったので、あくまで、先行して国見町さんと我々、全くコミュニケーション取ってないので、ワンテーブルさんを代理店、販売先として事前に販売していたっていうような形ですね。

佐藤孝委員長：わかりました。実は、一昨年9月に、プロポーザルに参加する2ヶ月前に議会があったんですね。で、その時に町長がいろんなことを述べているんですよ。ふるさと納税を原資に活用させてほしいという申し出があったと。申し入れをしたのは、福島県内に事業所を持つ企業です。高規格救急車を開発している防災関連企業だと。これ、石川町のヨコハマモーターセールスだという我々の認識なんですけど、飯野社長の認識では、福島県内に救急車を開発してる企業はありますか。

飯野墨証人：わかりません。さっきの2次架装してるところも含めれば、わかりません。

佐藤孝委員長：実はこういう話が引き続いてあるのね。町は、その申し出のあった企業にふるさと納税を原資に資金を提供したいと、作ってほしいと、委託料として出すことを決めたと。こう言ってるんですよ。7月にプロトタイプの救急車を見た。これ、おたくのC-CAVIN見てるんですよ。7月、プロトタイプの救急車を見た。通常の救急車より車内での作業がしやすい、装備もグレードアップしていたのを見た。町では営業はしませんが、この救急車は町と企業が一緒に開発したものと企業にアピールをしてもらいたいと。これ、私言ったんじゃないですよ、国見町長が言ってるんです。入札参加2ヶ月前です。もう1回聞きます。この時点で、発注の言質をいただいたっていう事実がありますか。

飯野墨証人：あの、申し訳ありませんが、本当に国見町さんとやり取りっていうのは、納車まで全く、我々の担当者はしていませんので、その情報、何が行われてるのか、どうなったのかの経緯も含めて、全く一切関与していませんし、認識しておりません。で、繰り返しになりますが、我々、ワンテーブル社に対して、救急車の発注を受けて納品している立場になるので、時期も多分ずれているのかなと思います。

佐藤孝委員長：ワンテーブル側から、飯野さんのところで、大丈夫、受注できますよ、なんて話は聞いたことありますか。

飯野墨証人：私の記憶の限りではないですね。はい。

佐藤孝委員長：最後になります。さっき島田さんにも聞いたんですけど、国見町で今回、研究開発したという説明で、やり取りの中で、いや研究する時間がなかったと。で、

開発したのはなんですかって言ったら、最後は開発じゃなくて設置したっていう話にだんだん切り替わっていったんですよね。今回の国見町の救急自動車開発の中で町側が我々に一貫して説明してるのは、伊達地方消防組合から 28 項目の要望を受けました。そのうち 4 項目を今回の開発事業で実現することができましたとおっしゃってるんです。その 4 項目とは、100 ボルトのコンセントを設置しますと。運転席と患者室を遮断する感染症防止のための遮断隔壁を作ると。それから、患者室内の散水ノズルを設置しますと。予備バッテリーの設置をすると、この 4 つが成果なんですという説明をしてるんです。で、島田さんも同じことをおっしゃってました。ところが、これ、「Jレスキュー」って知ってますよね、業界誌。

飯野墨証人：はい。

佐藤孝委員長：「Jレスキュー」で、守口門真消防組合に納車した記事が載っているんです。それから、北海道の北後志(しりべし)消防組合赤井川支署、それは資料私持ってません。それから、これは亙理町のあぶくま消防本部、これは写真持ってるんですけど、これで、この資料守口門真とこの写真と記事の内容を見ると、遮断隔壁、散水ノズル、予備バッテリー、この 3 つは装着されてるんですよ、すでに。ところが、国見町が我々に対して、議会にも町民にも説明してきてるのは、国見町が開発した成果だと言っていているわけです。ところが実際には他の 2 自治体、門真と亙理町には納車されているんですよ。国見町よりも前に。これワンテーブルが言ってる話ですからね。飯野社長のところではこれを新しく開発したって認識持っていますか。国見町の事業として。

飯野墨証人：まず、その研究開発についてやり取りをしてないので、全く把握してないので、そこはなんとも言えないところなんですけど、我々としては、メーカーの立場として、ワンテーブルさんから要望されたものを作った形です。で、擁護するわけじゃないですけども、救急車って、本当に使い勝手を、先ほど話したとおり、ちょっと変えるだけでも結構大きな改革ではあるかなと思う中で、各自治体さんが使いやすいところを考慮しながら、仕様に反映させるっていうことは、あるのかなと思います。

佐藤孝委員長：あの。

飯野墨証人：なので、あとは、すいません、時系列が、その雑誌の日付が私、今わからないんですけども。

佐藤孝委員長：2 月です。

飯野墨証人：はい。その前から、なんていうか、ワンテーブル社からは発注が来ていたので、その時系列については、今即答でどうのこうの言える立場ではないかなと思っております。

佐藤孝委員長：はい。守口門真は去年の 2 月 20 日です。2 月 20 日にはもうすでに納車されています。それから亙理はもっと前です。で、私聞いているのは、この 100 ボルト電源設置、運転席と患者室の遮断隔壁、散水ノズル、予備バッテリー、これは、ベル

リング社からすれば、新規開発じゃなくて、そもそものスペックだっていう理解でいいですか。ずっと前から、こんなのついてますよって。

飯野墨証人：えっと、なんとも言いがたいところではあるなと思います。その、研究開発の内容がわかってないので。

佐藤孝委員長：ですから、今、私言ってるとおりです。100ボルトのコンセントを新たに設置します。運転席と患者室を遮断する隔壁を設置します。散水ノズルを作ります。

飯野墨証人：はい。なので、すいません、いいですか。ベースは元々あるものです。そこからのアレンジの具合がどうなのかは、なんとも言い難いところがあると思います。

佐藤孝委員長：いやいやいや。じゃ、元は。

飯野墨証人：あの、なので、ベースはあります。

佐藤孝委員長：ありますよね。

飯野墨証人：ベースはです。ただ、重複しますが、何も20年変わってない救急車、ほんとになぜこの位置にこれがあるんだろうって。

佐藤孝委員長：いや、そんなことはいいの。私が聞いているのは、遮断隔壁は国見町が開発したっていう前にありますよねって聞いているだけ。それだけ聞いているんです。

飯野墨証人：あの一、時系列が今整理できていないですが、ベースはあります。

佐藤孝委員長：ありますよね、ベースは。予備バッテリーは国見町が去年の3月に納車されてるんですけど、国見町の救急車を作る前から、予備バッテリーは、この、右側の運転席の後ろの外側に付いてますよね。

飯野墨証人：ベースはありますね。はい。

佐藤孝委員長：散水ノズルも同じですよ。

飯野墨証人：ただ、なので、重複しますが、かばうわけではないですが、本当に、多分、委員長もおっしゃったとおり、ワンテーブル社から受注した時期っていうのは、結構早い段階であり、コンセプトはありましたが、製造している時期にかぶって作っているってことはあり得るので、私がここで、明確に、時系列を踏まえて答えられるかっていうとちょっと、ベースは、コンセプトとして、考えにはありましたが、答えづらいところがあるなと思います。

佐藤孝委員長：うん、ちょっとよくわからないですけど。結局、いろんなメニューがあって、その中からチョイスしてくださいよ、その1つに、100ボルト電源だとか、あの、他にもいっぱいあるんですよ。他にもいっぱいあるんですけど、その、今回は4つ新しくつけましたっていう理解でいいんですね。いっぱいある中で4つつけたと。だって、その前に納車されてるんだもん。

飯野墨証人：そこが、その、我々が受注した時期と、作ってる時期と、この雑誌に載っている納車の時期と、なんていうか、整理しづらいですが。

佐藤孝委員長：前からありますよね。いずれにしても。

飯野墨証人：ベースはあります。なので、配置等をされたのかもしれないですね。

佐藤孝委員長：はい。では最後に聞きたいんですけど、今回の救急車開発事業で新たに開発したというのは、繰り返しになって誠に恐縮なんですけど、何だったんですか。

飯野墨証人：我々は、指定をされた機能をメーカーとして納入しているだけなので、その、開発という概念がどこまでか分からないんですけど、国見町さんが言われてる研究開発に関与したことは一切ないので、分かりません。

佐藤孝委員長：分かりました。町が我々に説明していたのは、国見町が研究開発、今回の事業でいろんなものを研究開発していただいたと。でも、一部研究ができなかった分は、契約金から外して若干減額されているんですけど。だから、通常の救急車よりも高いんですと。国見町のために作っていただいた救急車だってことは再三にわたって説明して、私の聞き方が間違っていれば申し訳ないんですけど、そういうことだったもんですから、ちょっとしつこく聞かせていただきました。

飯野墨証人：よろしいですか。なので、金額が高いと言われている理由については、電動ストレッチャーがついていること、あとは、今までにない新しい発想の救急車の仕様がついていることがベースとなります。

佐藤孝委員長：それは、国見町だけってことじゃないですよ。

飯野墨証人：国見町だけじゃなくて。ただ、それに国見町は該当していると思います。

佐藤孝委員長：はい、分かりました。長時間ご協力いただきありがとうございました。以上で、飯野さんに対する証人喚問を終わります。長時間ありがとうございました。

飯野墨証人：ありがとうございました。

佐藤孝委員長：4時10分に再開します。

(午後4時08分再開 以下、要点のみ記載)

佐藤孝委員長：2分ほど早い再開する。次回の特別委員会を2月2日金曜日午前1時から行う。なお、同日午前10時から幹事会を開催する。内容はいずれも、第10回委員会の運営について、それと資料が間に合えば前回の証人喚問の検証を行いたい。これでよろしければ、委員会で確認されたということにしたい。

(「異議なし」の声)

小林聖治副委員長：次に証人喚問および参考人招致について。

佐藤孝委員長：次回の証人喚問を2月21日水曜日、午後1時から議場にて行う。証人は、国見町長、それからワンテーブル社員の貝田絵里子氏。カプコのワンテーブル側の責任者。喚問内容は、町長は企業版ふるさと納税、救急車研究開発事業全体、公文書管理。貝田さんは、カプコに関する事、仕様書作成についてなど。質問の集約は、1月31日正午まで委員長へ提出のこと。賛成の委員は挙手願いたい。

(挙手多数)

佐藤孝委員長：賛成多数のため、2月21日の証人喚問は原案のとおり行う。次の議題だが、受託者側の関係者数名より、匿名を条件として調査への協力の申し出をいた

だいている。そのため、幹事会として非公開でヒアリングを行いたい。また、これまで行ってきた証人喚問・参考人招致を振り返る中で、いくつか矛盾点・疑問点も生じてきている。今後の非公開ヒアリングの内容も踏まえたうえで、内容次第で再喚問も視野に検討していきたい。なお、非公開ヒアリングの結果は委員会で共有することとする。

渡辺勝弘委員：幹事以外のメンバーにもヒアリングの結果は共有されるという認識でよいか？

佐藤孝委員長：記録ができ次第、委員全員で共有する。

佐藤孝委員長：今後の進め方についてだが、これまでの証言およびヒアリングの内容について全委員で検証し、追加の証人喚問または参考人招致を必要に応じて3月定例会会期中に行う。その場合、報告書を年度内に完成させることは無理なので、次年度においても本委員会での調査を継続するための予算上も含めた手続きを行わせてほしい。

蒲倉孝委員：3月定例会会期中の委員会の日程は幹事会で決めるのか？

委員長：今後行う証人喚問やヒアリングの結果を全委員で共有し、そのうえで追加の喚問等を行うかどうかを協議するつもりでいる。

他にないか委員長が諮ったが、なかったため質疑を終結した。

16:32終了